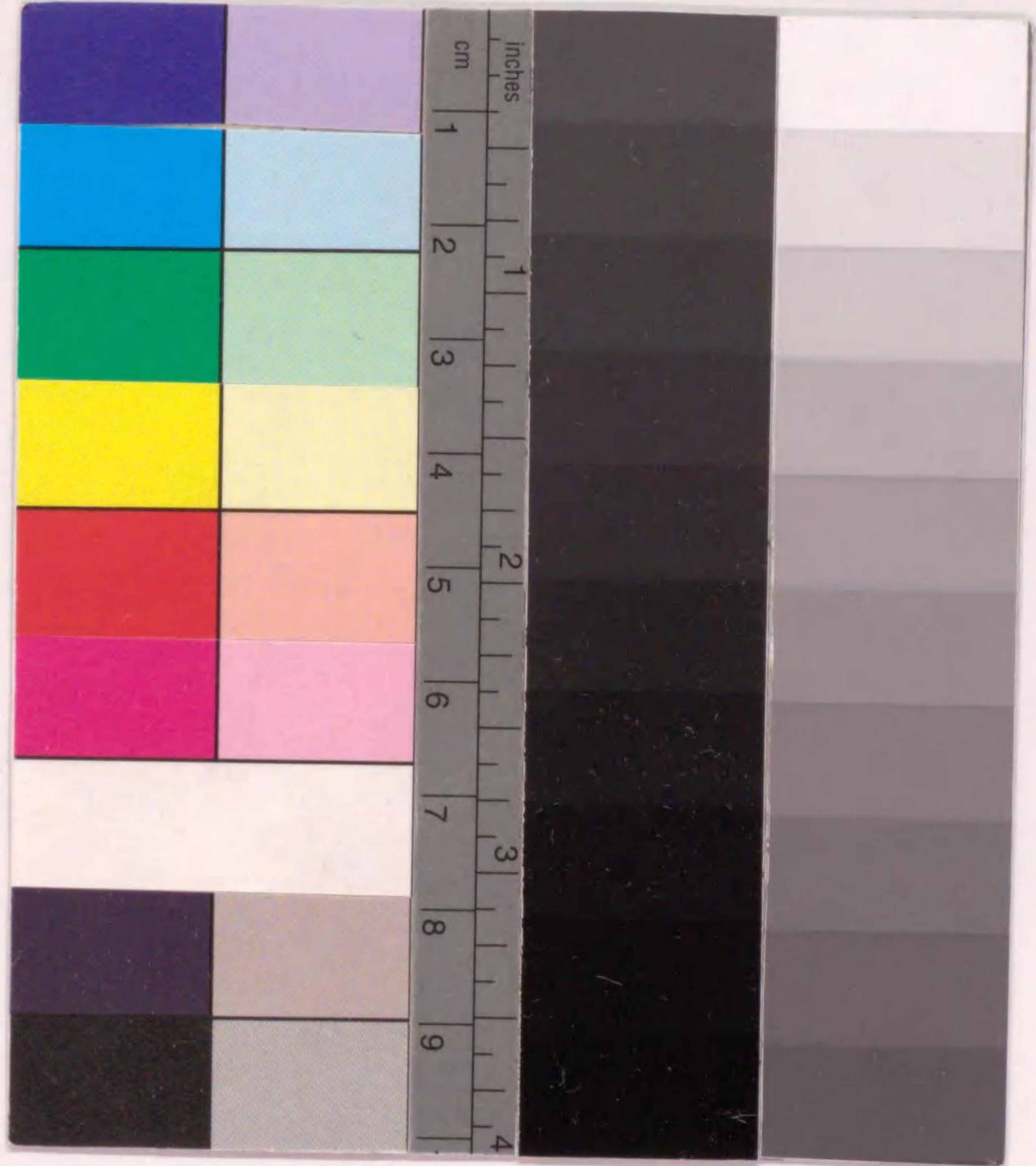



547-15□



47  
150









正倉院御物棚別目錄

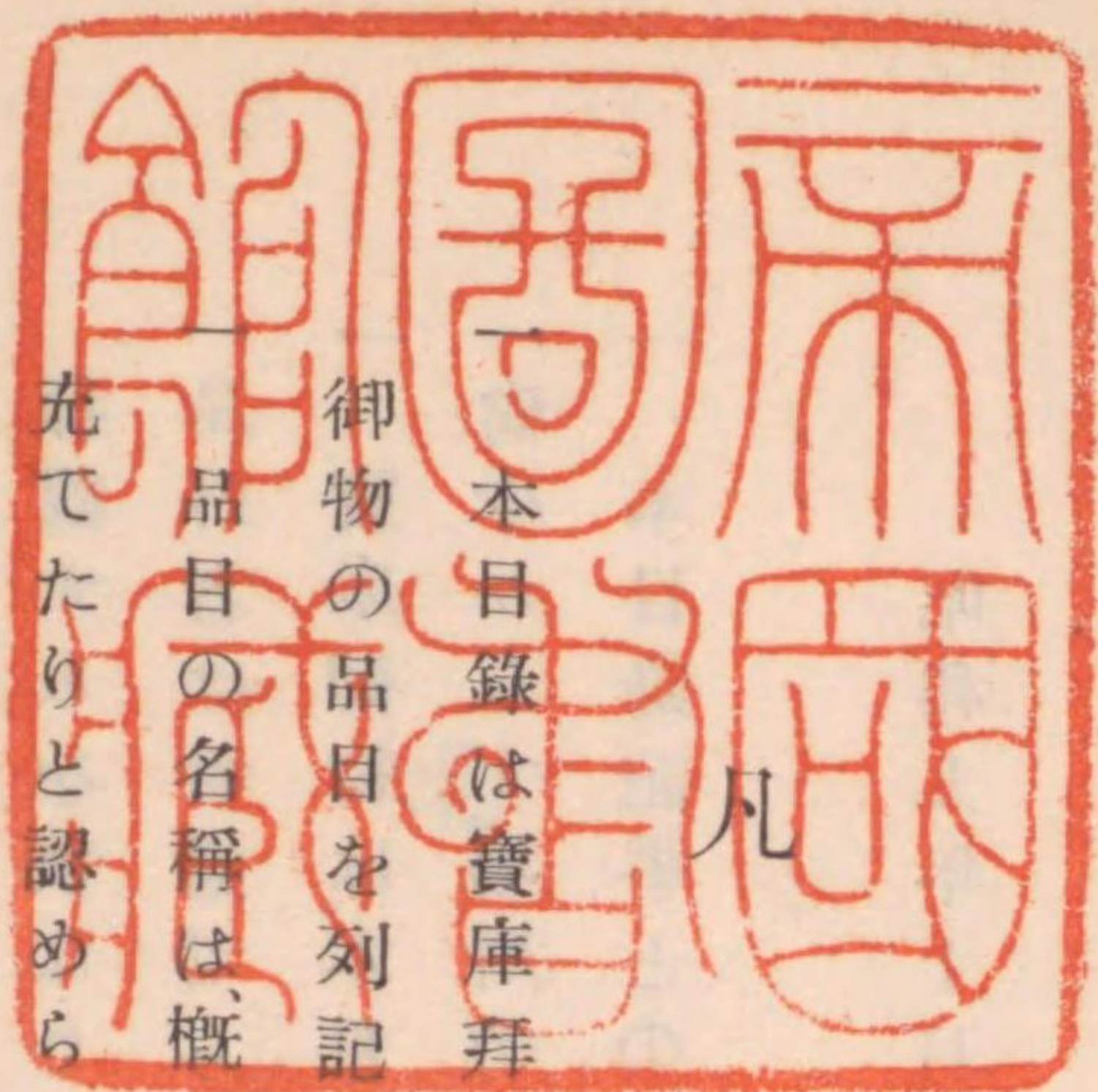
第三版







正倉院御物棚別目録 第三版



例

本目録は寶庫拜觀者の爲めに、昭和五年十一月現在を以て、各棚箱棚外に別御物の品目を列記す。

品目の名稱は、概ね從來襲用の稱呼に従へり、稀には品名に相當せざる現品を充てたりと認めらるゝものあり、又中には名稱を改むるを可とするものあり、それぞれ整理を了するまで姑く舊稱に依ることゝせり。品名其他に用ふる文字は、大抵現時通用の字に改めたり。

一 御物の品目に次ぎて、略解を附せるは、御物の由緒、出入、用途、製作の材料又は技

凡 例

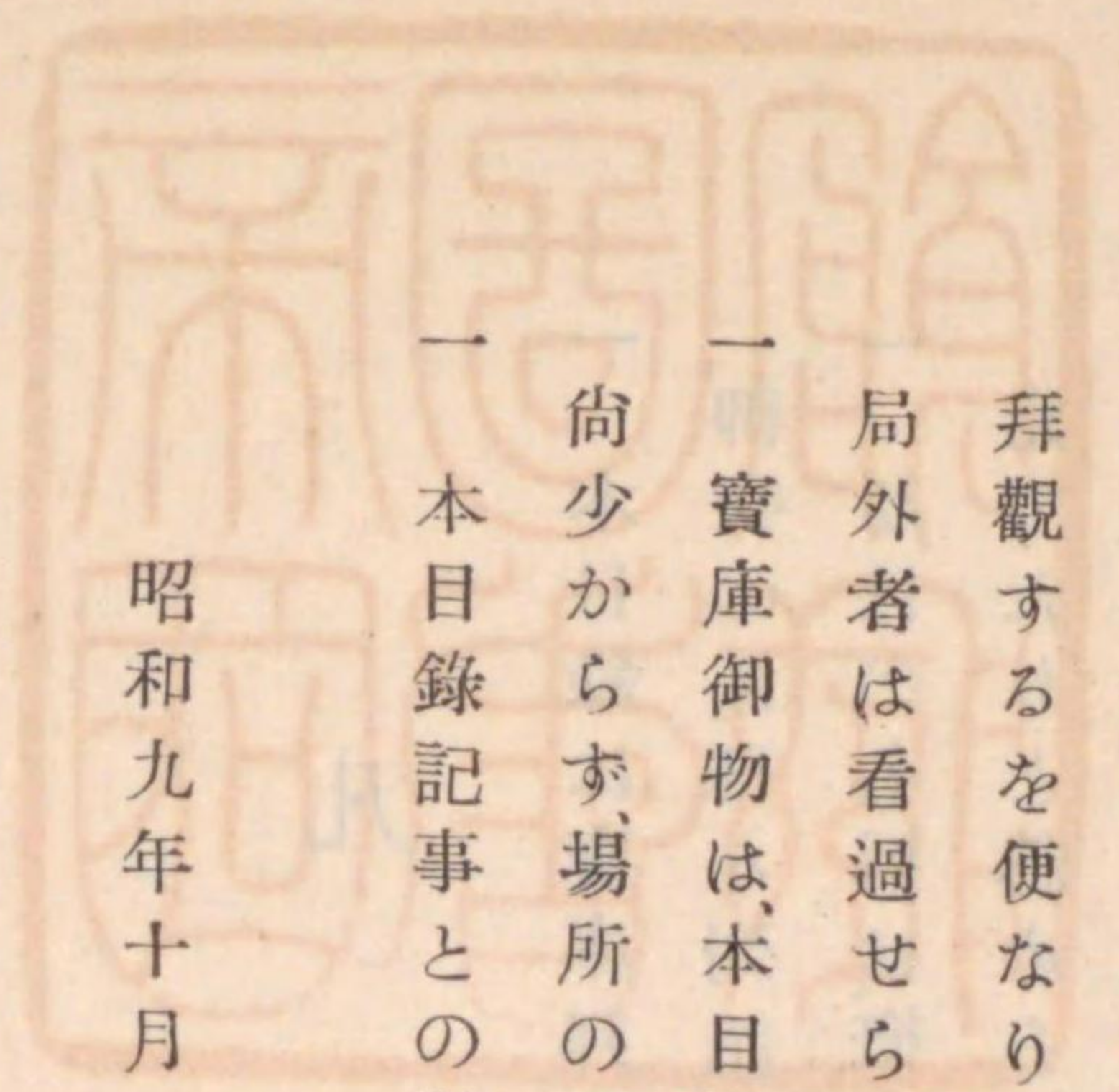




巧に關して、拜觀者の便に資せんとするに止まる、博く考へ詳に叙するが如きは、  
今敢てせず。

- 一 品目に冠せる横書きの數字は、現品題箋の番號なり、この番號の順序を追うて  
拜觀するを便なりとす。品目の下に、(某第何號)とあるは、掛員事務用の番號なり、  
局外者は看過せらるべし。
- 一 寶庫御物は、本目錄登載の外、古櫃に納めあるもの、及び一時假倉に藏せるもの  
尙少からず、場所の都合又は整理の關係にて拜觀を許されざるを遺憾とす。
- 一 本目錄記事との對照に資する爲め、冊末に關係事件の略年表を附せり。

昭和九年十月



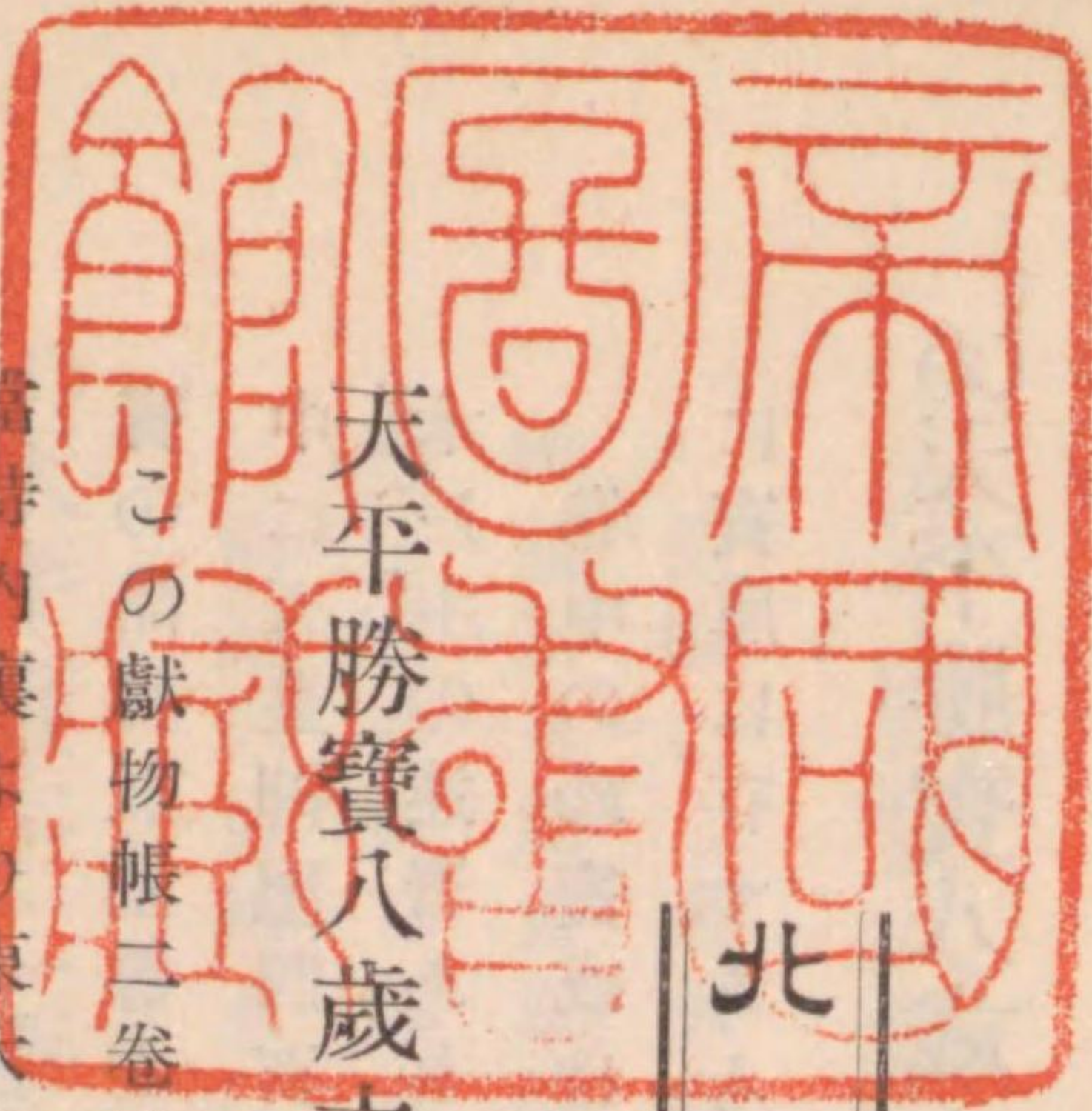
五倉御物目録 帝室博物館

北 倉



547-15口

北倉階互



北棚

天平勝寶八歲六月廿一日獻物帳

二卷

(北第一五八號)

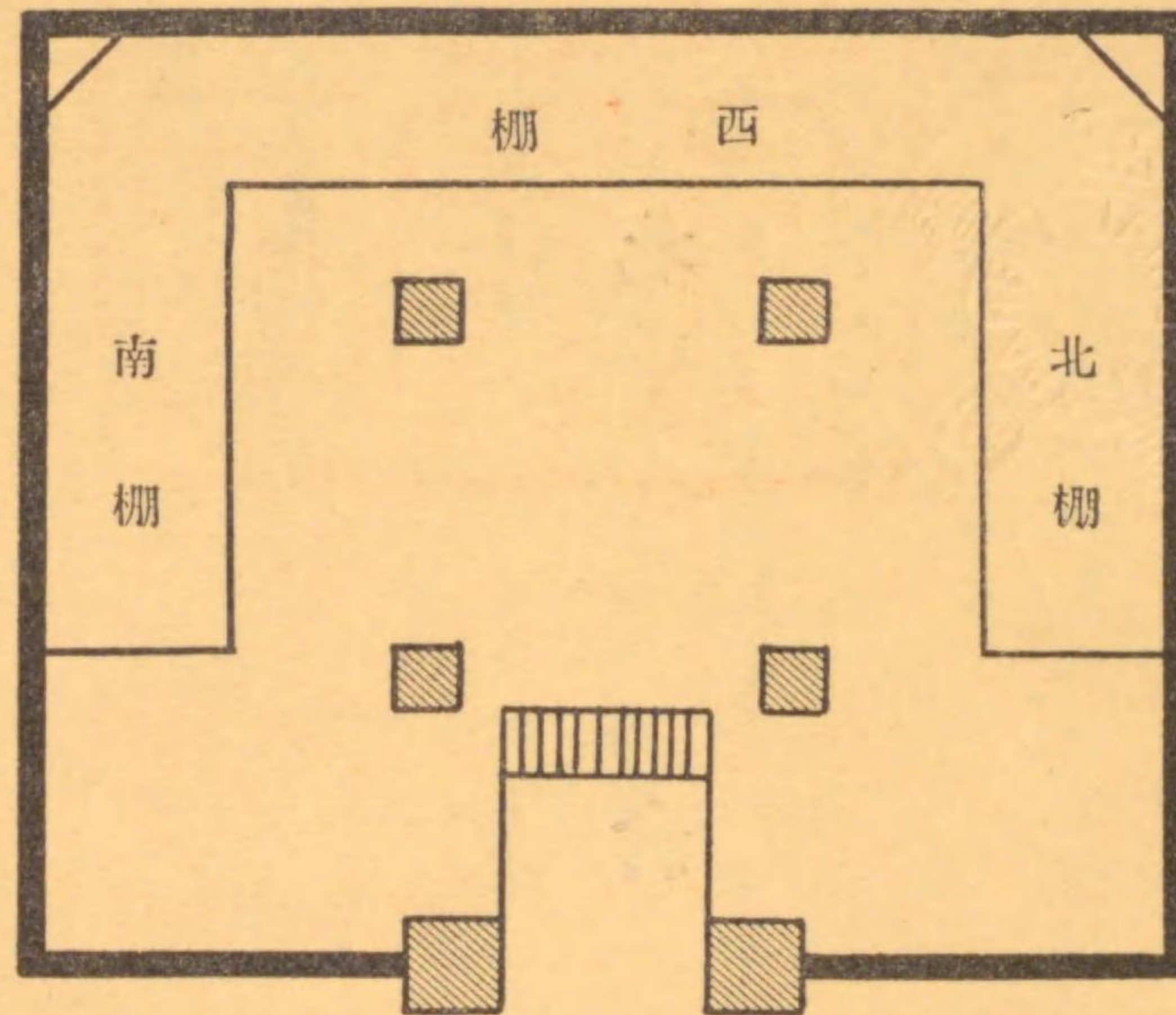
この獻物帳二卷竝に後記(3)乃至(5)に掲ぐる獻物帳三卷は、それぞれの日付の當時内裏より東大寺盧舎那佛に獻入せられたる寶物の品目を録せり、寶庫御物の由緒を明にするものなり。

天平勝寶八歲六月二十一日は聖武天皇崩後七々の御忌に當る、此日獻する所の目録を二卷とす、一を國家珍寶帳と稱し、一を種々藥帳と稱す。

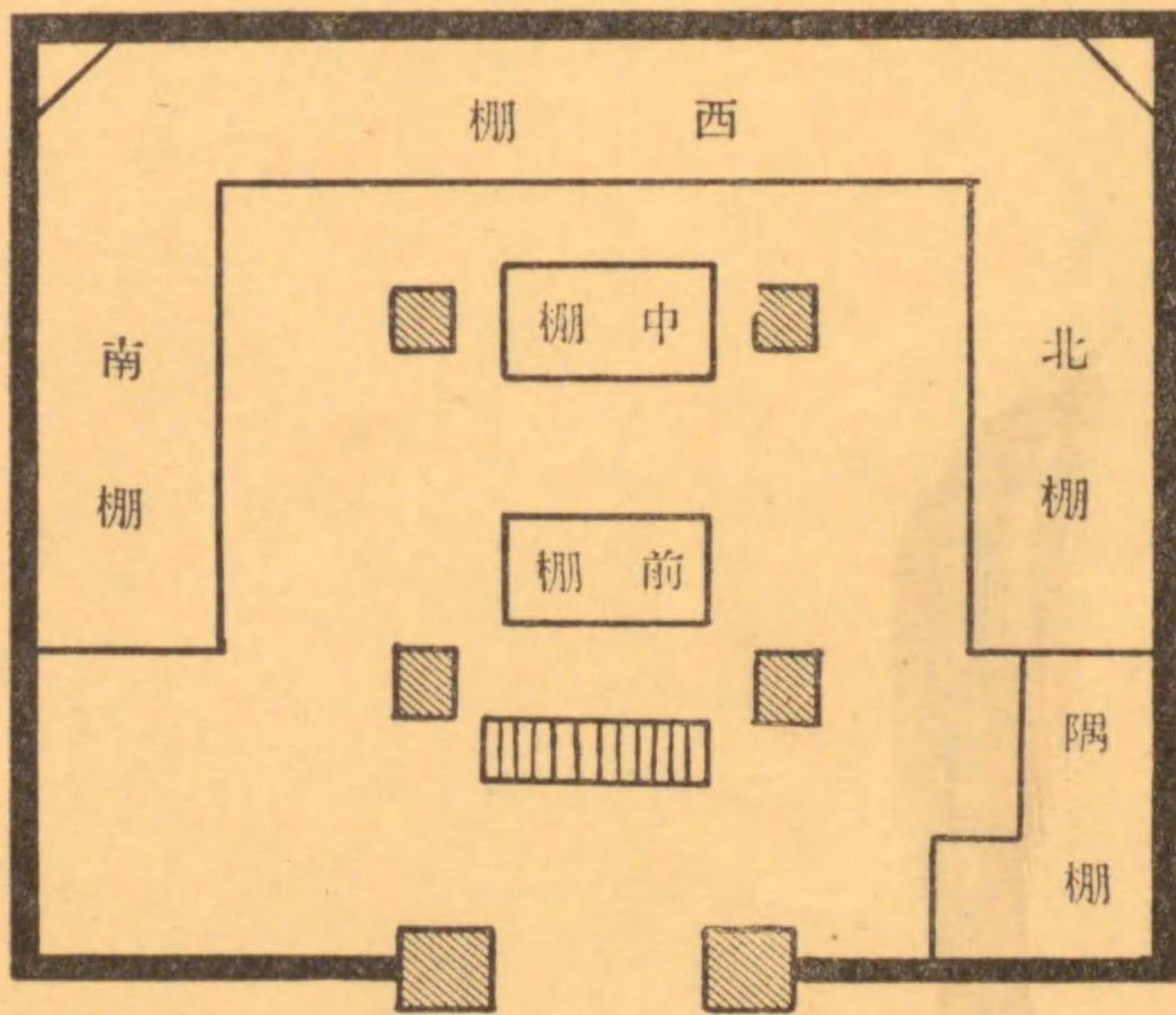
北倉階上

一

上階倉北



下階倉北





(5)天平寶字二年十月一日獻物帳

(北第一六一號)

本帳は一に藤原公眞蹟屏風帳と云ふ願文に『右件屏風書者是先考正一位太政大臣藤原公(不比等)之眞蹟也、妾之珍財莫過於此、仰以奉獻盧舍那佛』云々とあり、天皇御璽十五を鈐し、藤原惠美朝臣(名缺)巨勢關磨の連署あり、標題なし。碧瑠璃の軸、白麻紙。  
前記の屏風は今存せず。

四

(6)延曆六年六月廿六日曝涼使解

(北第一六二號)

延曆六年命を受けて寶庫の曝涼に従事せし有司の上申書にして、當時現存せる品目を一々列記せり。今標題に『珍財帳』とあり。  
本號以下の四卷を獻物帳と對照し、品目を點檢すれば、以て寶物の移動を徴すべし。

(7)延曆十二年六月十一日曝涼使解

(北第一六三號)

前號と同種の記録にして、尾題に『合三通一通進内裏一通在御藏一通造案收三綱所』とあれば、上申書の控として存したるもの、今に傳はりたるなり。今標題に『曝涼目錄』とあり。

(8)弘仁二年九月廿日勘物使解

(北第一六四號)

勘物使は御物檢閱使なり、前號同様に御物品目を録せり、尾題に『合三通一通獻内裏一通留三綱所一通收御倉』とあり。

(9)齊衡二年六月廿五日雜財物實録

(北第一六五號)

亦寶物點檢の目錄なり、天保中一たび修補し、明治に至り斷簡を集めて之を重修せるも、なほ處々闕失あり。



(10) 禮冠禮服目錄斷簡

(北第一六六號)

斷簡にして其の年時詳ならざれども、蓋齊衡の雜財物實錄より離れたるものならん。

六

(11) 沙金桂心請文

(北第一六八號)

請文は物を請求むる書付なり、二張を合装して一卷となせり。一張は天平勝寶九歲正月十八日造寺司より沙金二千十六兩の給付を請求むるもの、一張は天平寶字三年三月十九日施藥院より桂心一百斤の給付を請求むるもの。各年月の上『宜』の一字大書あるは、蓋御制可の宸記なり。本號及び以下八卷の文書に徴して、寶物時々の出入を明にすべし。

(12) 雜物出入繼文

(北第一六七號)

天平勝寶四年四月八日より弘仁五年六月十七日に至る寶物出納に關する文書十二張と、齊衡三年六月の斷簡とを合装したるものなり。

(13) 出 藏 帳

(北第一六九號)

天平寶字三年赤漆文欄木厨子(46)納物の出藏と、御劍の出藏とに係る文書二張を合装したるものなり。

(14) 出 入 帳

(北第一七〇號)

天平勝寶八歲十月三日より天應元年八月十八日に至る、寶庫御物の出入に係る文書十二張と、天應二年二月廿二日及び延曆三年三月廿九日返納に係る文書六片とを合装せるものなり。

(15) 王羲之書法返納文書

(北第一七一號)

延曆三年三月廿九日王羲之書法八卷返納に係る文書なり。



(16) 雜物出入帳

(北第一七二號)

弘仁二年九月廿四日より天長三年九月一日に至る、寶庫御物の出納に係る文書十一張を合装したるものなり。

(17) 御物納目散帳

(北第一七三號)

天平寶字元年閏八月より寛喜三年三月に至る、寶庫御物の納櫃目錄其の他御物に關する文書十四張を合装せるものなり。

(18) 漆皮箱 三合

(北第一號)

獻物帳に御袈裟九領を掲げて『納漆皮箱三合』とあるものこれなり。黒漆塗皮箱にて御袈裟(91)乃至(94)を納めたるもの、今これに次號の御袈裟幞と箱袋とを納む。

皮箱の類遺存するもの多し、いづれも蓋盒とも一枚の厚き皮を折り屈けて堅き箱の形を造れり。

(19) 御袈裟幞 三條

(北第一號)

獻物帳に『碧綾幞袷』とあり、表裏とも花菱文碧綾を縫合せたる廣幅方形のふろしきなり。今前號の箱に分ち納む。

碧は青色、綾は絹にて文様を織出したる帛なり。

(20) 御袈裟箱袋 二合

(北第一號)

花鳥禪文綠藤縹絶の表に淺綠絶の裏をつけたる袋にして、獻物帳に『箱亦納有綠藤縹袋』とあるもの、今二合を存す。漆皮箱(18)に納む。

縹は、絹羅等に臘を以て文様を作り、染めて後臘を脱し、文様を現はす、所謂臘型染なり。絶は細き絹もて平に織りたる帛なり。



(21) 御袈裟附屬殘闕

(北第一號)

前掲御袈裟に屬する組緒等の殘闕を整理し、新造重箱の中に之を納む。

御

書

三卷

(北第三號)

獻物帳に御書四卷を録せり、今孝經一卷を佚し左の三卷を存す。

(22) 雜

集

獻物帳に『白麻紙、紫檀軸、紫羅標、綺帶、右平城宮御宇後太上天皇(聖武)御書』とあり、六朝、隋、唐の詩文一百四十餘章を鈔録したまひしものにて、卷尾に『天平三年九月八日寫了』とあり。今古紫紙を以て標せり、帶闕く。(圖版、三)

羅は菱文を織り出せるうすもの、綺はかむはたと訓ず、幅細く丈長く縞目を織り出せる綵絲の帛なり。

(23) 杜家立成

獻物帳に『麻紙、紫檀軸、紫羅標、綺帶』、『皇太后御書』とあり。頭陀寺碑文と併せて一卷たりしもの、今杜家立成のみを存す。往復書牘卅六件(七十二篇)を列載し、書翰文例集とも云ふべきものなり、蓋杜家は編者の姓にして、立成は此の文例を軌範とせば、書牘立どころに成るといふ義ならん。白麻紙色麻紙を交へ、每張色を異にして繼ぎ合はせ、繼背つづまうらと卷尾とに『積善藤家』の押印あり。今紙を以て標せり、帶闕く。(圖版、四)

(24) 樂

毅

論

獻物帳に『白麻紙、瑪瑙軸、紫紙標、綺帶』、『皇太后御書』とあり。標題に『紫微中臺御書』、卷末に御自署『天平十六年十月三日藤三娘』とあり。紫微中臺は皇后宮職、こゝには以て光明皇后の敬稱とす、藤三娘は御自稱、藤原不比等公の第



三女に在すを以てなり。樂毅論は魏人夏侯泰初の作る所なり。(圖版、五)

一一

(25) 白葛箱

(北第三號)

獻物帳に依れば前記御書三卷外一卷と裏衣香二袋とを白葛箱に納められたり。白葛はつゞらふぢにして、漆を塗らぬを別けて白といへり、裏衣香については中倉(406)を看よ。

(26) 斑犀偃鼠皮御帶殘闕

(北第四號)

斑犀の跨かざりを着けたる偃鼠の皮の御帶なり。偃鼠は和名うごろもち、今俗にもぐらもちなり、即ちうごろもちの皮を綴りて帶を作れるをいへり。斑犀は斑ある犀の角なり、御帶に着くる巡方じゆんほうと丸まる柄かまとを斑犀にて作れるなり。御帶は既に佚し、唯巡方四枚と丸柄六枚と、銀の鉸具一枚とを存す。巡方は方しかくなるを云ひ、丸柄は頭部の圓く下部の方なるを云ふ。

獻物帳によればこの御帶に刀子六口と、錦の藥袋とを繋着せられたるも、今はその刀子二口のみを存す。

(27) 御刀子 二口

(北第五號)

一口は綠牙撥鏤はらるの把つか、同鞘、金銀莊。一口は斑犀の把、白牙の鞘、金銀莊。撥鏤は象牙を色に染め、はねほりして文様を現はしたるものにて、花鳥山水を刻し、その上に彩色を點せり。白牙は素地の象牙。金銀莊は鞘口かざり、鞘尾等かざりの莊に銀鍍金の金具を用ひたるをいふ。

刀子は後世のこがたなにて、帶に繋着して佩びたるもの。獻物帳を按ずるに、右御刀子は前號偃鼠皮御帶に繋着せる六口中のものなり、四口は既に佚せり。

(28) 班貝鞆御帶殘闕

(北第六號)

班貝は錦貝にしきがひなり、又夜久やぐ乃班貝のむらがひと云ふ、此の貝を以て跨かざりとせし鞆かざりの御帶なり、

北倉階上

一三



鞆は老木の身と皮との間に生ずる一種の菌にして、柔軟草の如しと云ふ。鞆既に佚し、斑貝の巡方二枚、丸鞆四枚、鉸具一枚を存す。

(29) 十合鞆御刀子

(北第七號)

漆鞆十口の鞆を一つに合束ねたる御刀子なり、刀子とはいへど、錯鑽等を具せり、其の目左の如し。

黒栝把刀子 六 内五は金銅口、一は銀口。

黒栝把錯 一 金漆銅口。

紫檀把錯 一 金銅口。

黒栝把鉈 一 金漆銅口。

紫檀把鑽 一 金銅口、把頭闕けたるを、今牙を以て補へり。

金銅は銅に鍍金せるもの、金漆銅は銅に金漆を塗りたるもの、口は把口をいへり。

(30) 三合鞆御刀子

(北第八號)

漆鞆裝及左の如し。

斑犀把刀子 一 金銅口、及本に鏤あり。

紫檀把刀子 一 金銅口、及本に鏤あり。

沈香把刀子 一 金銅口、及本に鏤あり、把半ば闕けたるを、今補へり。

(31) 小二合水角鞆御刀子

(北第九號)

水角は水牛の角なり。

白犀把刀子 二 金銅口。

烏犀把刀子 一 金銅口。

白犀は色薄き犀角、烏犀は黒色の犀角なり。刃は三口とも新補品、鞆半ば以上闕けたるを補修せり。



(32) 牙

笏しやく

獻物帳に『長一尺三寸二分、本廣一寸九分』とあり。

一六

(北第一〇號)

(33) 通天牙笏

獻物帳に『長一尺一寸八分、本廣一寸六分』とあり。

(北第一一號)

白象牙にて、本もとより末まで白羽の如き美しき文理あり、通天牙とは蓋その美稱なるべし。犀角に通天犀あることは人の知る所なるも、通天牙は他に類例あるを知らず。

(34) 大魚骨笏

獻物帳に『長一尺二寸一分、本廣一寸九分』とあり、大魚とは鯨なるべし。

(北第一二號)

(35) 紅牙撥鏤尺 二枚

(北第一三號)

(36) 綠牙撥鏤尺 二枚

(北第一四號)

右四枚各長さ一尺、表裏及び側面ともにそれぞれの文様を鏤刻せり、その一部には一寸を劃する刻線を置く。(圖版、六)

(37) 白牙尺 二枚

(北第一五號)

白牙製の尺度各一尺、一面に一寸目一分目を盛る、長さ各二九厘六。

獻物帳を按ずるに、前記雜集(22)以下本號白牙尺に至るまで、後出赤漆文欄木御厨子(46)の納物なり。

(38) 犀角杯 二口

(北第一六號)

獻物帳に赤漆文欄木御厨子納物犀角杯二口を載す、然れども本號の品は之に當らず。



(39) 雙

六頭

六隻

(北第一七號)

獻物帳に『雙六頭一百一十六具一隻未造了二具』を載せたり、今本號の六隻を存す。白牙製六面に一より六までの眼を點ぜり。

本號雙六頭以下刻彫尺八(45)に至るまで、亦赤漆文欄木御厨子(46)の納物なり。

(40) 雜玉雙六子

八十五

(北第一八號)

獻物帳に『雜玉雙六子六百六十九』『納小皮箱』とあり、今左記八十五を存し、黒漆塗小皮箱を具す。

水精 十二

琥碧 十二

黃瑠璃 十五

藍色瑠璃 一

淺綠瑠璃 十五

綠瑠璃 十五

白碁子 十四

黒碁子 一

(41) 百索縷軸

(北第一九號)

古昔漢土にては、端午の日に、五色の縷を以て索を作り、之を臂に約して、災を防ぐまじなひとなせりと云ふ、これを百索と名づく百福百壽索の略稱なり。今縷佚し、唯縷を纏く軸を存するのみ。軸は榛挽物紡錘形、軸端粉地雲網彩繪。

(42) 玉尺八

(北第二〇號)

以下四號各種の尺八、古制今と異なるを見るべし。

(43) 尺八

(北第二一號)

(44) 樺纏尺八

(北第二二號)

樺纏は樺櫻の皮にて纏きたるなり、樺纏處々剥落せり。



(45) 刻彫尺八

(北第二三號)

全面花文の間に人物の圖を彫り上げたり。  
獻物帳を按ずるに、御書三卷以下本號刻彫尺八に至るまで、次號赤漆文櫨木御厨子の中に納め置かれしものなり、但犀角杯二口(38)を除く。

(46) 赤漆文櫨木御厨子

(北第二號)

此の御厨子、獻物帳に單に厨子貳口と見え、其の注脚に『赤漆文櫨木、古様作、金銅鉸具』とあり、文櫨木は木目に文あるけやき櫨は槻の古字、古様作は古式の作、金銅は銅質鍍金、鉸具は金具なり。又注に『右件厨子は飛鳥淨原宮御宇天皇(天武)傳賜藤原宮御宇太上天皇(持統)天皇傳賜藤原宮御宇太上天皇(元正)天皇七月七日傳賜平城宮御宇後太上天皇(聖武)天皇傳賜今上(孝謙)今上謹獻盧舍那佛』とあり、是によりて觀れば、此の御厨子は天武天

皇の御時より傳はりたるものなり。  
處々破壊せるを新材を補ひて修理せり、扉の帖木闕けたるを補足せり、鑲じやうまへ子と匙かぎとは新品を着け、別に原品を保存せり。(圖版、七)

西 棚

(47) 紫檀木畫挾軾

(北第四八號)

挾軾は脇息ひびそくにて肱懸ひぢかけなり。紫檀材、木畫、黄金の界線、金銀繪、白牙の脚柱。  
褥を具す、獻物帳に『着白羅褥』とあり、今白羅剝落し、白綾にて布心を裏めり。

(圖版、八)



木畫は、色彩の異なる牙角竹木等の材を組合はせて、花文を作るものにて、今の寄木及び木象嵌の類なり。

(48) 鳳形錦御軾

(北第四七號)

獻物帳に御軾二枚とあるもの、一なり、軾は枕形の御肱懸なり。本號は紫地鳳形の錦。(圖版、八)

(49) 長斑錦御軾

(北第四七號)

長斑錦は花文を數條に配し、條の地色を交互に異にせる錦なり。一部破れたるを茶地唐花文錦を以て補修せり。

(50) 白練綾大枕

(北第四六號)

白地練綾の枕なり。獻物帳に本文の如く記載すれども、弘仁二年の勅物使の

解には大軾とあり、又獻物帳に夾纈羅帶三條を着くとあれども今は帶を存せず。

(51) 銀 薰 爐

(北第一五三號)

銀製鞠形の香爐、花形葛文、獅鳳を透彫せり、半より二つに割れ開く、蓋は原品、身は新補品なり。内に廻轉自在の鐵爐を裝しあり、香を其の中に焚きて衾稠衣服に薰する具なり。(圖版、九)

(52) 人勝殘闕雜張

(北第一五六號)

人勝は、荆楚歲時記に『人日剪綵爲花勝以相遺、或鏤金薄爲人勝』とあり、即ち綵箋を剪りて、人物花卉の形を作り、贈り物として交換したるものと見ゆ。齊衡三年の雜財物實錄に『人勝二枚、一枚有金薄字十六、一枚押彩繪形等、緣邊有金薄裁物、納斑蘭箱一合、天平寶字元年閏八月廿四日獻物』とあり、今この二枚の殘片を蒐め貼して一張とす。黄羅の上に文字あり、『令節佳辰 福慶惟新 變和萬



載 壽保千春』を四行に配す、變は蓋燹の誤なるべし。(圖版、一〇)

(53) 繡線鞋 四兩 (北第一五二號)

線鞋は一種の履の名なり、和名抄に『千開乃久都、絶綫兼用、男女通着』とあり。赤地錦を以て装ひ、爪先に花形の刺繡を以て飾れり。獻物帳によれば、もと八兩ありしもの、今四兩を存せり。(圖版、一一)

(54) 漆胡瓶 (北第四三號)

獻物帳に『銀平脱花鳥形、銀鈿鑲連繫鳥頭蓋受三舛半』とあり。籃胎黒漆にて籠地に布を張り、其の上に漆を塗り、銀平脱を以て鳥獸花草を布置せり、瓶の注口に鳥頭の蓋を具し、細き銀の鎖もて、之を把手の下部に繋ぎたり。(圖版、一二) 平脱は金銀の薄板もて花文圖畫を截り、之に或は毛彫を施して、漆地の面に嵌せるものなり。

(55) 赤漆小櫃 (北第一八〇號)

漆鑲子を着け、牌を附す、『第廿九櫃』とあり、蓋及び脚に修補あり。

(56) 細長櫃 (北第一七九號)

御大刀の古櫃、御大刀(96)は假に棚外に置く。

南棚

御鏡 十八面 (北第四二號)

按ずるに、獻物帳載する所の御鏡二十面の内、五面は弘仁十三年三月廿六日出



藏せられ今十五面を存す(57)乃至(83)の鏡これなり。(85)以下三面は一旦出藏の後還納せられたるものと見做され居たれども、必しも當らざるが如し。此外南倉納物に鏡三十八面あり。

東大寺續要錄に『寛喜二年十月廿七日有盜竊御鏡入京都欲沽不售悉毀棄之、事覺鞠訊得實因收而還納』とあり。此の盜み取られたる御鏡は、左に列記する(65)乃至(78)の八面なり、八面皆破毀せられたりしを、明治年間接合補修せしめられたり、但(65)は補修に及ばず、(67)は補修未了なり。御鏡はもと夫々の箱に盛る、今箱を具存するものあり、或は之を佚するものあり、又別の箱を添ふるものあり。帯は或は存し或は佚す、舊帯の存するものは之を箱に納め、今はすべて新帯を附す。

(57)漫背八角鏡

〔第四號〕

素文の背、獻物帳に『重大十四斤十五兩、徑一尺四寸七分』とあり。箱を具す。

衡に大斤、大兩小斤、小兩あり、大斤大兩はそれぞれ小斤小兩の三倍、いづれも十六兩を一斤とす。大一斤は約〇六匁、大一兩は約三七五瓦に當る。

(58)八角楹匣

前號鏡の箱、杉の素材八角形印籠蓋にて、緋綾の嚙くちばりあり。

(59)鳥獸背八角鏡

〔第三號〕

獻物帳に『鳥獸花背』とあれども、鳥獸背にして花なし、又『重大十三斤十五兩、徑一尺四寸五分半』とあり。箱を具す。

(60)八角楹匣

前號鏡の箱、(58)に同じ。

(61)鳥獸花背八角鏡

〔第一號〕

徑六四纏五の大鏡なり、獻物帳に『重大四十八斤八兩、徑二尺一寸七分』とあり。



り。箱を具す (圖版、一三)

(62) 八角 楹 匣

前號鏡の箱(58)に同じ。

(63) 鳥花背圓鏡

詳には鳥獸花背といふべし、(61)に亞ぐ大鏡にして徑四七糎二、獻物帳に『重大四十三斤八兩、徑一尺五寸八分』とあり。箱を具す。

(64) 八角 楹 匣

前號鏡の箱(58)に同じ。

(65) 平螺鈿背圓鏡

以下八面盜人に破毀せられたるものなり、本號は破片十四を存し、なほ闕損多

し、修補未了。獻物帳に『重大七斤五兩、徑一尺二寸五分、平螺鈿背』とあり、今僅に螺鈿の殘闕を存す。

螺鈿とは貝殻を以て花文を作り、之を漆地又は木地に嵌したるをいふ。

(66) 漆皮鏡箱

假に前號鏡の箱に充つ。獻物帳に前號の鏡を『漆皮箱緋綾嚙盛』とあるその箱は之を佚す。

(67) 漆背金銀平脫圓鏡

獻物帳に『重大六斤一兩、徑一尺二寸六分』とあり、今破片十八を合せ、なほ六片を補ふ、修補未了。別に漆背平脫の殘闕を附屬す。

(68) 漆皮鏡箱

假に前號鏡の箱に充つ、獻物帳所載の漆木匣は之を佚す。



(69) 平螺鈿背圓鏡

獻物帳に『重大三斤十三兩、徑九寸一分』とあり、破片五を合せて補修せり、螺鈿多くは後補なり。箱を具す。

「第九號」

三〇

(70) 漆皮箱

前號鏡の箱、印籠蓋造り、底に圓孔あり、緋綾の嚙あり。

(71) 平螺鈿背圓鏡

獻物帳に『重大三斤七兩、徑九寸』とあり、破片四を合せて補修せり、螺鈿多くは後補なり。箱を具す。

「第一〇號」

(72) 漆皮箱

前號鏡の箱(70)に同じ。

(73) 平螺鈿背八角鏡

獻物帳に『重大四斤三兩、徑一尺』とあり、今破片十三を合せ、なほ一片不足なりしを補へり、螺鈿大部分は補足にして原容を窺ひ難し。箱を具す。

「第八號」

(74) 漆皮箱

前號鏡の箱(70)に同じ。

(75) 平螺鈿背八角鏡

獻物帳に『重大五斤一兩、徑一尺一寸』とあり、今破片八を合せ、なほ三片を補足せり、螺鈿多くは後補なり。箱を具す。

「第七號」

(76) 漆皮箱

前號鏡の箱、覆蓋造り、緋綾の嚙あり。



(77) 漆背金銀平脱八角鏡

獻物帳に『重大四斤一兩、徑九寸六分』とあり、破片十四を合せ、なほ二片を補ひ。平脱半ば剥落せるを補修せり。箱を佚す。(圖版、一三)

「第一二號」

三二

(78) 花鳥背八角鏡

獻物帳に『重大五斤十三兩、徑一尺一寸三分』とあり、破片四十五を合せ、なほ六片を補足せり。

「第一四號」

(79) 漆鏡箱

漆塗木箱なり、假に前號鏡の箱に充つ、獻物帳所載の漆皮箱は之を佚す。

(80) 平螺鈿背圓鏡

獻物帳に『重大三斤十二兩、徑九寸一分』とあり、螺鈿處々修補あるも多く原

「第一一號」

態を存せり。箱を佚す。

(81) 平螺鈿背八角鏡

獻物帳に『重大三斤四兩、徑九寸二分』とあり、螺鈿處々修補あり、前號と同じく亦よく舊態を存す。

「第一三號」

(82) 漆皮金銀繪鏡箱

假に前號鏡の箱に充つ八角形、嚙殘破せり。獻物帳所載の漆皮箱は今之を佚す。

(83) 槃龍背八角鏡

獻物帳に『重大六斤一分、徑一尺七分』とあり。箱を具す。

「第一六號」

(84) 漆皮箱

北倉階上

三三



前號鏡の箱、覆蓋造り、緋綾の覗あり。

(85) 花鳥蝶背圓鏡

「第一五號」

獻物帳に『重大六斤五兩、徑一尺七分、花鳥背』とあるに擬せらるゝも決定すべからず。箱(86)を具す(84)に同じ。

(86) 漆皮箱

(87) 雲鳥飛仙背圓鏡

「第一七號」

獻物帳に『重大四斤十二兩、徑九寸三分、花雲鳥背』とあるに擬せらるゝも決定すべからず。箱(88)を具す(84)に同じ。

(88) 漆皮箱

(89) 山水鳥獸背圓鏡

「第一八號」

獻物帳に『重大四斤十五兩、徑九寸二分、山水花蟲背』とあるに擬せらるゝも決定すべからず。箱(90)を具す(84)に同じ。

(90) 漆皮箱

棚外

御袈裟九領

(北第一號)

獻物帳所載の御袈裟九領は、表裏ほゞ完全に保存せられ、破綻を繕ひ縁を補へ



り。今桐製大箱の中に納め、每領簀板すのこいたに載せて、層々重ねあるを以て、最上層の一領のみ拜觀することを得。御袈裟附屬品は北棚(18)乃至(21)にあり。

(91) 九條刺納樹皮色袈裟

九條は一幅の裂を九條繋ぎたるなり、刺納は雜色各種の裂を寄せ重ね刺縫さしぬいにして綴りたるを云ふ、裂の形さまざまに班を成し色文參差たるを樹皮色といへり、又此の類を世に遠山袈裟とほやまと謂ふ。碧綾の裏をつく。(圖版、一四)

(72) 七條褐色紬袈裟

獻物帳に『金剛智三藏袈裟』とあり。袖とあれども實物を檢するに褐色羅と見ゆ、姑く疑を存す。

(93) 七條織成樹皮色袈裟

雜色の綵絲もて遠山形を織り出せり、辭源に織成を解して、『與錦極相似、唯古

錦皆有地、織成全以采絲或金縷織爲文章耳』とあり。紺綾の裏をつく。

(94) 七條刺納樹皮色袈裟 六領

二領は碧綾の裏、二領は紺絹の裏、一領は紺綾の裏、一領は紺繩の裏をつく。

(95) 御

床 二張

(北第四九號)

御床は後世床子しやうじと稱し、簀子打すのこうちに作られ、其の上に御座を設くるものなり。獻物帳に『塗胡粉』とあり、今胡粉剝落して僅に其痕を存す。附屬御床覆は假に西棚赤漆小櫃(55)に納む。

(96) 金銀鈿莊唐大刀

(北第三八號)

金銀鈿莊てんさうは銀鍍金の装具に珠玉を嵌せるをいふ、唐とは唐製の様式なり。按ずるに、獻物帳載する所の御大刀一百口の内、多數は數次に出藏せられ、延曆



六年の曝涼使解には『見二口並杖刀』とありて、御杖刀二口(106)(107)のみ當時殘存せることを録せり。而して本號金銀鈿莊唐大刀の名目は延曆弘仁齊衡の文書に並に之を載せず。然るに本號の大刀はその色目正に獻物帳の注記と一致す、即ち『刃長貳尺六寸四分、鋒者兩刃、鮫皮把、作山形葛形裁文、鞘上末金鏤作、白皮懸紫皮帶執』云々とあるものこれなり。(圖版一五)

末金鏤とは漆地に金の錯粉を以て花文を現はしたるものをいふ。

刀刃腐鏽したるを新に磨き、把頭鞘尾及び懸は佚したるを補ひ、珠玉亦剝落多かりしを修補せり。

(97)花

氈

三十一床

(北第一五〇號)

文様のある毛氈なり、各床文様を異にす、層々重ねて分置しあるを以て、各上層の一床を拜觀することを得。(圖版一六)

按ずるに、獻物帳所載の花氈六十床は全部出藏の記録明かなり、而して今存するものは東大寺の印を捺せり、蓋別種の品なり。

棚互段

(98)伎

樂

面

六十七口

(南第一號)

伎樂は古樂なり、今傳はらず。寶庫に伎樂の面、面袋、裝束を存す、面袋及び裝束は納めて南倉櫃中に在り。面は總べて百六十四口あり、本號の外、六十七口は南倉階上に在り、三十口は櫃に納む。本號六十七口の内、二口は乾漆、餘は木造なり、名稱一々知るべからず。左記下段に録するは背の銘記なり。

第三十三號

『作□□□□、功八人』。

第三十號

『作大田和麻呂、功五人』、『九年七月』、『作大田』。

第二十號

『捨目師作』(圖版一七)

北倉階上



第三十七號

『第五、東大寺、□□師作、後一』。

第三十八號

『東大寺、後□』。

第三十六號

『前二、東大寺、天平勝寶』云々。

第十六號

『東大寺、財福師』。

第四號

『隨群』。

第十一號

『讚岐』。

第三十五號

『前一、東大寺、天平勝寶』云々。

無號

第五號

『隨群』。

無號

第三號

『隨群』。

第七號

『隨群』。

第四十二號

『東大寺』。

無號 四口

無號 二口

獸形。

第十四號

『周防』。

第一號

『波羅門』。

第十二號

『讚岐』。

無號 二口

第八號

『用論』。

無號 十二口



北倉階下

前棚

(99) 金銀平文琴

(北第二六號)

桐材漆塗、面は金銀平文を以て人物草木鳥獸等を、背は銀平文を以て雙龍花卉を嵌す。七絃、絃と軫とは殘闕を存す。又背に銀平文を以て銘を記す、曰く「琴之在音 盪滌耶心 雖有正性 其感亦深 存雅却鄭 浮侈是禁 條暢和正 樂而不淫」、又腹内に題して、「清琴作兮□日月 幽人間兮□□□」乙亥之年季春造」とあり。(圖版、一八)

(100) 殘

絃

(北第一五四號)

白絃 小木篋をつく、墨書一面に「琴絃」一面に「白」  
斑絃 木篋「琴絃」「斑」  
大小絃 木篋「中絃五」「小絃五」  
箏絃 木篋「箏絃」  
もと假に次號の合子に納む、今新に櫛の合子を造り、之を納む。

(101) 銀平脫合子

(北第一五四號)

按ずるに、獻物帳に前號の諸絃を銀平脫の梳箱くしばこに盛ると見ゆ、梳箱は早く之を



佚し、本號の合子を以て之に換へたるものゝ如し。(圖版、一九)  
合子は蓋ある容器なり。

(102) 螺鈿紫檀阮咸

(北第三〇號)

獻物帳に『綠地畫捍撥』とあり、捍撥は撥面又は撥皮ともいひ、撥を受くるところなり、綠地革に人物の畫を描けり。槽(甲又は背)は紫檀の材、螺鈿琥珀碧瑋を以てかざれり。螺鈿等修補あり。(圖版、二〇)

阮咸は四絃の樂器、晋の阮咸竹林七賢の一人に因みて此名あり、或は阮咸之を創作せりといひ、或は阮咸善く之を弾じたりといふ。

(103) 螺鈿紫檀五絃琵琶

(北第二九號)

獻物帳に『龜甲鈿捍撥』とあり。撥面に瑋瑁を貼り、駱駝に騎る人物を螺鈿せり、槽は紫檀の材、螺鈿琥珀碧瑋を以てかざれり。補修あり。(圖版、二一)

この琵琶他の琵琶と制式を異にす、特に名ざして五絃琵琶と稱す。

(104) 彫石横笛

(北第三三號)

(105) 彫石尺八

(北第三四號)

右二品、蔓草文を浮彫にす、但尺八折損せり。

(106) 漆鞘御杖刀

(北第三九號)

獻物帳に『刃長一尺九寸、鋒者偏刃、鮫皮把、金銀線押縫、以牙作頭、以漆塗鞘、以鐵裏鞘尾、銀鏤其上、長四尺六分』云々とあり。偏刃は片刃、把は櫛、押縫は金銀の條もて鮫皮の合はせ目を押縫ひたるをいふ、頭は櫛頭、鞘尾はこじり、鐵を以てこれを裏み、銀象嵌もて花文を鏤めたるなり。

(107) 吳竹鞘御杖刀

(北第三九號)



獻物帳に『刃長二尺一寸六分、鋒者偏刃、金鏤星雲形、紫檀樺纏、眼及把並用銀、紫組懸、吳竹鞘樺纏、長五尺三寸四分』云々とあり。金鏤星雲は、刀身の両面に、金象嵌もて雲形と星斗とを現はせるなり、紫檀樺纏は、紫檀を樺櫻の皮もて纏きたる把をいふ、眼は把の眼貫孔、紫組懸は紫色の組紐の懸、懸は眼貫孔に貫く腕貫紐なり、吳竹鞘は管竹の鞘、樺櫻の皮にて纏けるなり、鞘は今補修せり。

(108) 細長櫃

前號及び前々號御杖刀の古櫃なり。

(北第一七九號)

(109) 檜和琴殘闕

(110) 棚厨子

以上二號の品は、獻物帳に載せざれども、弘仁二年勅物使の解に之を載せたり。

(北第一七四號)

中棚

(111) 金泥繪新羅琴

獻物帳に金鏤新羅琴二張を載す、而して弘仁十四年二月十九日之を出藏し、同年四月十四日他の新羅琴二張を以て換へ納めたること、雜物出入帳に見ゆ、本號及び次號の二張、即ち其の換へ納められたる所のものなり。

(北第三五號)

雜物出入帳に『表圖木形金泥畫、裏以金薄押、遠山竝雲鳥草等形、罰面畫日象』とあり、表裏の畫剥落し、撥面を佚すれども、頭部に金繪の一部を存す。絃は殘絃により摸造せり。組緒は新補、柱は新補品を交ゆ。

(112) 金薄押新羅琴

(北第三五號)



前記二張の一なり。雑物出入帳に『表以金薄押輪草形鳳形裏以金薄畫大草形罰面畫草鳥形』とあり、金薄押は截金にて文様を貼せるなり、今草形鳳形の畫なほ殘存す。絃は摸造、組緒は新補、柱は新補品を交ゆ。(圖版、二二)

(113) 吳竹笙

(北第三一號)

(114) 吳竹竽

(北第三二號)

笙は象の笛竽は笙の類にして形大なり、獻物帳にいづれも『漆膝壺』とあり、膝は吹口にして、壺は管を受くる壺、共に漆塗なり。

(115) 螺鈿紫檀琵琶

(北第二七號)

獻物帳に『綠地畫捍撥』とあり、捍撥を佚す、紫檀の槽螺鈿瑤瑁のかざり、修補あり。

(116) 紅牙撥鏤撥

(北第二八號)

前號琵琶の撥表裏に花鳥模様を鏤刻せり。

(117) 棚厨子

(北第一七四號)

獻物帳に載せざれども、弘仁二年勅物使の解に之を載せたり。

隅棚

御屏風 四十扇

(北第四四號)

天平勝寶八歲六月廿一日施入せられたる御屏風は一百疊にして、三十二疊は弘仁五年九月十七日出藏せられ、齊衡三年には尙六十八疊を殘存せること、記録



に詳なり。その他獻物以外にも多數の屏風を寶庫に納めたること明かなれども、多く裝潢剝落して、單に骨のみを存し、舊態を窺ふべからず、今稍完きもの四十扇を爰に掲ぐ。之を隅棚及び北棚に納む。

(118) 鳥毛帖成文書屏風

一疊六扇を具す、本地は紙本無文、鳥毛を押伏せて、文字を成せり、其文左の如し。但今の裝潢が獻物帳の記載と合はざるは、元祿年間修理を加へたるに由る。

種好田良	易 <sub>二</sub> 以得 <sub>レ</sub> 穀	君賢臣忠	易 <sub>二</sub> 以至 <sub>レ</sub> 豊	諛辭之語	多悅會情
正直之言	倒心逆耳	正直爲心	神明所 <sub>レ</sub> 祐	禍福無 <sub>レ</sub> 門	唯人所 <sub>レ</sub> 召
父母不 <sub>レ</sub> 愛 <sub>二</sub>	不孝之子 <sub>一</sub>	明君不 <sub>レ</sub> 納 <sub>二</sub>	不益之臣 <sub>一</sub>	清貧長樂	濁富恒憂
孝當 <sub>レ</sub> 竭 <sub>レ</sub> 力	忠則盡 <sub>レ</sub> 命	君臣不 <sub>レ</sub> 信	國政不 <sub>レ</sub> 安	父子不 <sub>レ</sub> 信	家道不 <sub>レ</sub> 睦

(119) 鳥毛篆書屏風

一疊六扇を具す、紙本彩地に花文を白く抜き、鳥毛にて篆書を作り、その一文字毎に彩色にて楷書同字を配す、この裝潢亦元祿の修理にかゝる。

主無 <sub>二</sub> 獨治 <sub>一</sub>	臣有 <sub>二</sub> 贊明 <sub>一</sub>	箴規苟納	咎悔不 <sub>レ</sub> 生	明王致 <sub>レ</sub> 化	務在 <sub>レ</sub> 得 <sub>レ</sub> 人
任 <sub>レ</sub> 愚政亂	用 <sub>レ</sub> 哲民 <sub>レ</sub> 親	近 <sub>レ</sub> 賢無 <sub>レ</sub> 過	親 <sub>レ</sub> 佞多 <sub>レ</sub> 惑	見 <sub>レ</sub> 善則遷	終爲 <sub>二</sub> 聖德 <sub>一</sub>

(120) 措布屏風袋

三口

(北第四五號)

獻物帳所載にあらず、此袋に納めたる屏風は今存せず。

一口に墨書 『東大寺 屏風袋 天平勝寶五年三月廿九日』 又 『綠地馬木形』  
 又 『綠地馬從人形』 一口に 『東大寺 屏風袋 天平勝寶五年三月廿九日』 又  
 『白椽地木鳥口馬形』、裏に 『矢田部咋萬呂』 一口に 『綠地口木形 高五尺』  
 天平勝寶五年三月廿九日、裏に 『占部馬麻呂』 又 『上野國佐位郡佐位郷戶主  
 施前部黑麻呂庸布壹段長二丈八尺廣二尺四寸天平感寶元年八月』、國司郡司署  
 名、國印を捺せり。措布は、布地に摺模様すりもようを出したるものなり。



(121) 鳥毛立女屏風 六扇

樹下に美人を配し、各扇圖を異にす、或は立ち或は踞す、面貌と手先とは胡粉地に彩色を施し、著衣樹石等に鳥毛を貼したるものなり。鳥毛剝落して下繪を露せり。一扇は面部の外大部分後の補筆に成る。(圖版、二三)

(122) 山水夾纈屏風 四扇

三扇は絶地、一扇は紗地、圖様は四扇とも同型なり。獻物帳に山水夾纈屏風十二疊各六扇を載す、今この四扇を存す。(圖版、二四)  
けふけちは今の板縮いぼぢに近き染方なり、二枚の薄板に花文を彫り抜き、其の板に

て縮きぢを挟みて染めたるなり。

(123) 鹿草木夾纈屏風

獻物帳に麟鹿草木夾纈屏風十七疊各六扇を載す、その内五疊は鹿草木夾纈屏風なり、今本號の一扇を存す。

(124) 鳥木石夾纈屏風 六扇

圖に二様あり、二扇を並べて左右對稱す。獻物帳所載九疊各六扇のうち今六扇を存す。

(125) 鳥草夾纈屏風 六扇

二扇は絶地、四扇は四菱文黄綾地にして、圖様も二種各別なり。

(126) 古人鳥夾纈屏風



獻物帳に載せたる古人鳥夾纈屏風四疊は弘仁五年出藏せられて爾後還納に及ばず、本號屏風は按ずるに獻物帳所載にあらず。名稱亦當らず。夾纈屏風は前數號の外なほ若干の殘闕を存し、目下整理中に屬す、前掲の員數は整理を了したるものに就き之を擧げたり。

(127) 藤 纈 屏 風 四 扇

各扇圖を異にし、それぞれ象、羊、くまたか、をながどりを圖す、齊衡三年の雜財物實錄を按ずるに、此の四扇は各別の一疊より離れたる殘闕なり。(圖版二四)

(128) 木 畫 紫 檀 碁 局

(北第三六號)

碁局は碁盤なり、紫檀を貼し、木畫にて之を裝飾せるなり。獻物帳に「牙界、花形眼、牙床脚、局兩邊着環、局内藏納碁子龜形器」とあり、牙界は象牙の界線、花形眼は花形の眼、牙床脚は象牙にて碁盤の床脚の縁を飾れるをいふ、局の兩邊に抽斗

あり、環を着く、一方を引けば他の一方も自ら開く、其の中に龜形の器を藏す、碁子を納むるなり。(圖版二五)

(129) 金 銀 龜 甲 龜

(北第三六號)

前號の碁局を納むる龜なり、全面龜甲形に瑋瑁(?)を張り、鹿角を界とし、その下綠地に金箔銀箔の花文を貼せり。

(130) 木 畫 紫 檀 雙 六 局

(北第三七號)

雙六盤なり、其の床脚を、獻物帳には牙の床脚とあり、今黃楊木を以てせるは新補なり。

(131) 漆 緣 籐 篠 龕

獻物帳に前號の雙六局を「納漆緣籐篠龕々裏悉漆」とあり、籐篠は竹の網代細工なり。



(132) 榻しき 足あしの 机つくえ

六前

(北第一七六號)

五八

獻物帳を按ずるに、御軾挾軾等を漆櫃二合に納めて、之を『竝居榻足机』とあり、今此種の机北倉に六前南倉に七前を存す。

(133) 銀平脱合子

四合

(北第二五號)

獻物帳に『各納碁子』とあり、即ち次の二號の碁子の容器なり。三合は花はな咋くらひ鳥どりの文様、一合は象形を嵌す、平脱修補多し。

(134) 紅牙紺牙撥鏤碁子

紅牙百三十二枚、紺牙百二十枚。

(135) 白黒碁子

白石碁子百四十五枚、黒石碁子百十九枚。

(136) 卅二足几

(北第一七七號)

此の几は獻物帳之を載せず。

(137) 青斑鎮石

十挺

(北第一五五號)

青斑石は青色にして、黒斑ある石なり、次號の赤漆小櫃に納む。

(138) 赤漆小櫃

(北第一五五號)

木牌を附す『第卅小櫃』とあり。前號鎮石を納む。

(139) 赤漆小櫃

(北第一八〇號)

鏤子を着く。身は新造品。



藥品

藥器藥袋類

按ずるに、獻物帳所載の藥品は六十種なれども、現に残存する藥品にして、種目の之に該當するもの尠くとも二十六種あり、左記(140)乃至(165)これなり。又藥器藥袋にして獻物帳の藥品に伴ふものと認めらるゝもの三十五點あり。此の外藥品二十二種、藥器藥袋二十三點は獻物帳に載せざるものなり。藥品の甄別に就いてはなほ精査を要するものあるも、他日の整理を待ち、姑く概ね従前の記録を襲用す。

(140) 犀角器

(北第五〇號)

底裏に『弘仁二年九月十七日勅十二兩二分』とあり、獻物帳に『重九兩三分』とあるに合はず、今考ふべからず。

(141) 小草

(北第五二號)

新に玻璃瓶に納め新造の床上に据ゆ、以下藥品の裝置概ね之に同じ。檜合子を附屬す。按ずるに、獻物帳には『小草二斤四兩竝袋』とあり、袋を俣す、之を合子に盛りたるは獻物當時のものにあらざるべし。以下諸號藥品に合子を附屬するもの亦皆同じ。

(142) 畢撥

(北第五三號)

分ちて二瓶に納む、甲を莖部とし、乙を根部とす。



袋を具す、白絶地に墨記三所あり、其一『畢撥三斤十五兩小竝袋』とあり、蓋納庫當時の記なり、其二『弘仁二年九月十七日定三斤三兩』とあり、其三『定三斤九兩齊衡三年六月廿四日記』とあり、蓋亦各勸物當時の記なり、床の抽斗に納む。檜合子二合を附屬す。

(143) 寒水石

(北第五五號)

袋を具す。獻物帳に『十八斤八兩竝袋』とあれども、今見る所袋を成さざる一幅の帛なり、亦墨記あり、床の抽斗に納む。檜合子を附屬す。以下諸號袋を具するもの、或は袋を成すあり、或は成さざるあり、墨記讀むべきあり、讀むべからざるあり、一々之を録せず、亦皆床の抽斗に納む。

(144) 太一禹餘糧

(北第六二號)

獻物帳に禹餘糧及び太一禹餘糧を載す。禹餘糧は傳説に、昔禹が山に入り食

に乏しかりしとき、此石を以て糧に代へ、その餘を棄てたるにより、名づけたりといふ。太一禹餘糧は禹餘糧に類する一種なり。

袋を具す、檜合子を附屬す。

(145) 龍骨

(北第六四號)

大小二瓶に分ち納む。袋を具す。檜合子二合を附屬す。獻物帳に此外五色龍骨及び似龍骨石を載す、此二種今龍骨と混じ識別すべからず。

(146) 白龍骨

(北第六七號)

袋を具す。檜合子を附屬す。

(147) 龍角

(北第六九號)

檜合子を附屬す。



(148) 五色龍齒 二個

袋を具す。

(北第七〇號)

六四

(149) 雷丸

竹に寄生する一種の菌なり。袋を具す。槻合子を附屬す。(圖版二六)

(北第七三號)

(150) 赤石脂

五色石脂の一種。袋を具す。檜合子を附屬す。

(北第七七號)

(151) 鐘乳床 二個

袋及び裏を具す。袋に木牌を附す、墨書「第二横」とあり。按ずるに獻物帳に鐘乳床以下八種を掲げ、「右納第二横」とあり。又裏に墨書あり、曰く、「常陸國信太郡大野郷戸主生部衣麻呂調布壹端 專當國司史生正八位上志貴連秋島

(北第七九號)

(152) 巴豆

郡司擬主政无位物部大川、國印を捺せり。

(北第八一號)

(153) 厚朴

袋殘闕を存す。檜合子を附屬す。

(北第八四號)

(154) 遠志

一束は木綿の緒もて之を束ぬ、一束は新緒を以て改束せり。袋を具す。

(北第八六號)

(155) 桂心

二束とももとの束ねのまゝなり。袋殘闕を存す。(圖版二七)  
大五束小一束あり。大一束を木綿の緒もて束ぬ、小を麻緒もて束ぬ、他は新緒を以て結束せり。外に三裹を附す。

(北第八八、八九號)

北倉階下

六五



袋を具す。袋に木牌を附す、『五横桂心』の墨書あり、按ずるに、獻物帳に『桂心五百六十斤竝袋、右納第三第四第五横』とあり。

六六

(156) 芫

花

(北第九一號)

六裹に包装す、總量四百三十五疋あり、棚外古横に藏す。

袋七口を具す、箱に納めて此棚に列す。袋の一口に木牌を附す、墨書『第六横匙』とあり、按ずるに、獻物帳に『芫花三百二十四斤二兩』、『右納第六第七第八横』とあり。

參

(北第九三號)

(157) 人

袋四口を具す。檜合子を附屬す。袋に藥名定量を記する外、一口の布に墨書あり、曰く、『常陸國鹿島郡高家郷戸主占部手子戸占部鳥鷹調曝布壹端 專當國司史生正八位上志貴連秋島 郡司擬少領无位中臣鹿島連浪足 天平勝寶四年

十月』、國印を捺せり。

(158) 大

黃

(北九五號)

總量三十一疋、三裹は塵粉、二裹は完形にして穿眼を有す、繩を以て繋ぎ干したる孔なり、所謂つなぎ大黃これなり。裹一枚、袋一口を具す。袋に木牌を附す、墨書『第十二横』とあり、按ずるに、獻物帳に大黃九百九十一斤八兩を『納第十二第十三第十四横』とあり。

(159) 藤

蜜

(北第九七號)

即ち蜜臘なり、獻物帳に藤蜜とあり、又袋には單に藤とあり。三十連、每連概ね二十箇、外に一破片二裹、總量八十五疋四百瓦餘あり。

袋四口を具す。袋の一に木牌を附す、墨書『十五櫃第廿九通用』とあり、鑊子匙の牌なり、按ずるに、獻物帳に藤蜜を『納第十五十六横』とあり。

北倉階下

六七



(160) 芒消竝壺

(北第一〇一號)

獻物帳に『并袋及壺』とあり、今袋を佚す。藥僅に残存す。(圖版二八)

(161) 胡同律

(北第一〇二號)

胡桐涙なり。獻物帳に『竝壺』とあり、延曆齊衡の目錄亦壺を載せたり、今壺を佚し、槻合子を附屬す。

(162) 雲母粉

(北第一〇三號)

紙に包み、附屬槻合子に納む。包紙に『三兩大并紙』と墨書せり。

(163) 無食子

(北第八三號)

袋殘片を存す、槻合子を附屬す。

(164) 戎鹽竝壺

(北第一〇四號)

獻物帳に『戎鹽八斤十一兩竝壺』とあり。壺の蓋裏に墨書『弘仁二年九月十八日定八斤七兩小』とあり。

(165) 甘草

(北第九九號)

甘草蟲塵一裹を附屬す。木牌を附す、墨書『十八横甘草』とあり、按ずるに獻物帳に『甘草九百六十斤、右納第十七第十八第十九横』とあり。

(166) 藥壺

(北第一〇六號)

五口

(167) 藥碗

(北第一〇七號)

二合

(168) 黑漆槻藥合子

(北第一〇八號)



(169) 槻 藥合子 六合 (北第一〇九號)

(170) 檜 藥合子 (北第一一〇號)

(171) 雄 黃 (北第一一一號)

以下藥品獻物所載六十種以外のものなり。

(172) 白 石 英 (北第一一二號)

(173) 麝 香 皮 (北第一一四號)

(174) 琥 碧 (北第一一五號)

(175) 滑 石 (北第一一三號)

(176) 木 香 (北第一一八號)

(177) 丁 香 (北第一一九號)

丁子また丁子香ともいふ。袋を具す。槻合子を附屬す。

(178) 蘇 芳 (北第一二一號)

(179) 青 木 香 (北第一二六號)

白羅の袋殘闕を存す。槻合子を附屬す。

(180) 藥 塵 二瓶 (北第一三五號)

(181) 陶 藥器破片

(182) 治 葛 壺 (北第一〇五號)

獻物帳に『治葛卅二斤并壺』とあり、今藥耗し壺を存す。蓋に墨書『治葛』



南棚

(183) 藥

袋

十三點

獻物帳所載の藥品にして或は亡せ、或は他藥に混じ、その袋のみを存するもの  
十二種十三點を納む。

(184) 没食子之屬

實は相思子なり、姑く舊目錄のまゝに名目を掲記す、  
以下藥品は獻物帳所載以外のものなり。

(北第一二四號)

(185) 烏藥之屬

(北第一二七號)

(186) 獸膽

麝香囊の外皮を去りたる内容質なるが如し、なほ再考を待つ。

(北第一三二號)

(187) 礦石數種

一部を玻璃瓶に納め、一部を抽斗に納む、抽斗中の一塊の面に墨書『青礬石』  
とあり、

(北第一三四號)

(188) 沈香及雜塵

大瓶に納めたるは沈香、袋を具す。  
小瓶に納めたるは藥塵、之を検するに蓋白檀片なり。

(北第一二九號)



(189) 錫 藥 壺 三口 (北第一二八號)

(190) 紫 色 粉 (北第一三〇號)

(191) 白 色 粉 (北第一三一號)

(192) 草根木實數種 三瓶 (北第一三三號)

(193) 薰 陸 (北第一二五號)

袋及び裹を具す。槻合子を附屬す。

(194) 竹 節 人 參 (北第一二二號)

(195) 紫 鉚 (北第一二三號)



(196) 銀 泥 (北第一〇三號)

(197) 藥 袋 十六口

(183) 以外の藥袋九種十六口を納む。

(198) 丹 (北第一四九號)

百二十八裹、總秤量一百一 八百四十六瓦を存す、重箱五組と小櫃とに分藏す。  
内包に古記録の故紙を用ひたり、養老五年乃至天平二十年に互る文書の斷簡な  
り。麻布袋八口、紙袋三口又一枚を附屬す。

(199) 杉 小 櫃 (北第一四九號)

蓋を闕く。丹裹を納む。

(200) 漆 皮 箱 (北第一四七號)



題箋に『第一革筥納鍊金』とあり、鍊金は精鍊したる金なり、沙金に對して云ふ。階上(11)の文書に沙金請文あり、今此の題箋及び中倉(405)木牌と併せ見れば、當時御庫に沙金をも鍊金をも藏し置かれたること明なり。

(201) 白石鎮子

八箇

(北第二四號)

四神十二支を八箇の石面に配して半肉に刻し、其の裏面に墨書あり、青龍朱雀には『須彼天馬』、玄武白虎には『阿斯大无沙』、子丑には『須彼大馬□□□』、辰巳には『秦司』、午未には『山伐□鳥』、戌亥には『山伐山伐』とあり。按ずるに、獻物帳に白石鎮子十六箇を載せたれども、雜物出入帳に依るに、其の十六箇は弘仁五年九月十七日出藏沽却せられたり。本號の石板は獻物帳以外ものにして鎮子にあらず、姑く舊目錄の名目を掲ぐ。(圖版、二九)

(202) 御甲殘闕

(北第四〇號)

挂甲かけよろひの殘破にして、鐵小札てつせうさの革かわの横縫よこぬいいさゝか存して連續せるものあり、又白き貫緒ぬきぞ或は淡紫の貫緒ありて、往々存せり、これ獻物帳に線組貫といへるものなり。

按ずるに、獻物帳に御甲一百領を載す、その一領は夙に除物となり、九十九領は天平寶字八年九月十一日(惠美押勝の亂の時)勅に依りて悉く出藏せられたり。されば本號は獻物帳所載にあらず、改めて挂甲殘闕といふを妥當とす。

(203) 赤漆八角小櫃

(北第一五七號)

(204) 赤漆六角小櫃

(北第一五七號)

曝涼使解及び禮冠禮服目錄に依れば、前號は聖武天皇の御冠、本號は光明皇后の御冠の櫃なり。櫃中に各冠架一基を納む、二基形を異にす、御冠の制式異なればなり。



(205) 禮服御冠殘闕

七八

(北第一五七號)

禮服及び御冠は、獻物帳之を載せず、延暦十二年曝涼使の解、弘仁二年勸物使の解、及び齊衡の古文書なるべき、禮冠禮服目錄に之を載す。今禮服を佚し、御冠殘闕と、前二號の小櫃と、禮服櫃牌とを存す。木牌に墨書「禮服二具一具太上天皇(聖武)一具皇太后(光明)天平勝寶四年四月九日」とあり、此の日恰も大佛開眼の日に當る。御冠は破壊し、其の殘缺なる髻華、珠玉、金銀の金具、漆羅等二頭のもの混淆別つべからず、今假に類集して、新造の重箱五層に分納す。(圖版、三〇)

(206) 漆冠筒 一合

(北第一五七號)

獻物帳所載にあらず。假に前號殘闕の漆羅を納む。

棚外

(207) 全淺香

(北第四一號)

香木の巨材なり、獻物帳に「全淺香一材重大卅四斤」附箋に「寺權秤定卅三斤五兩」とあり、數次に小片を截り取られたるも、今なほ秤量十六疋六百五十瓦あり。截片數個を添ふ。(圖版、三一)

(208) 金字牙牌

(北第四一號)

一面に「仁王會獻盧舍那佛淺香一材」一面に「天平勝寶五年歲次癸巳三月廿九日」とあり。



中

倉

(209) 色

氈

十四床

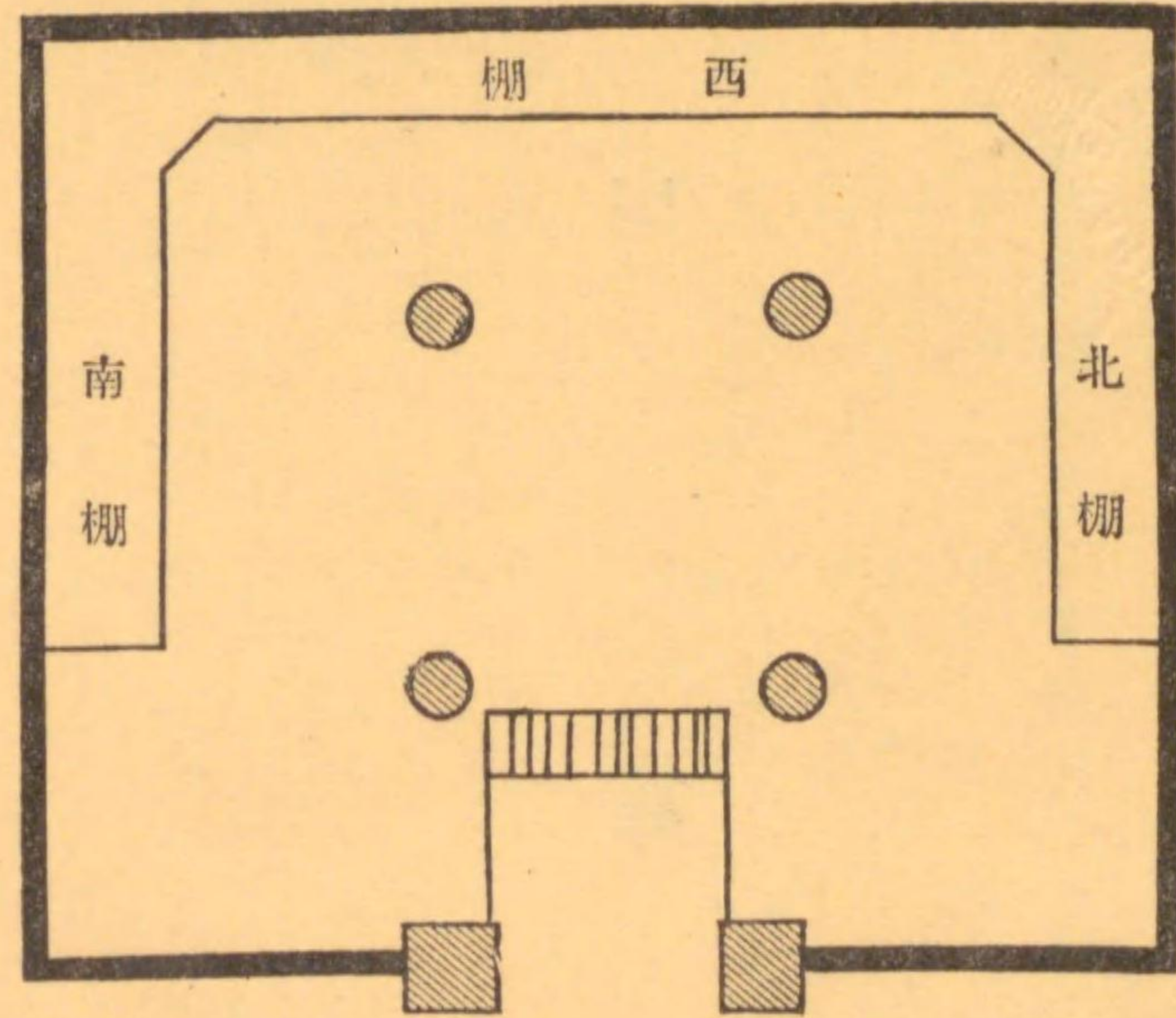
獻物帳所載にあらず、無文にして紅、紫、褐、白各色あり。

(北第一一五號)

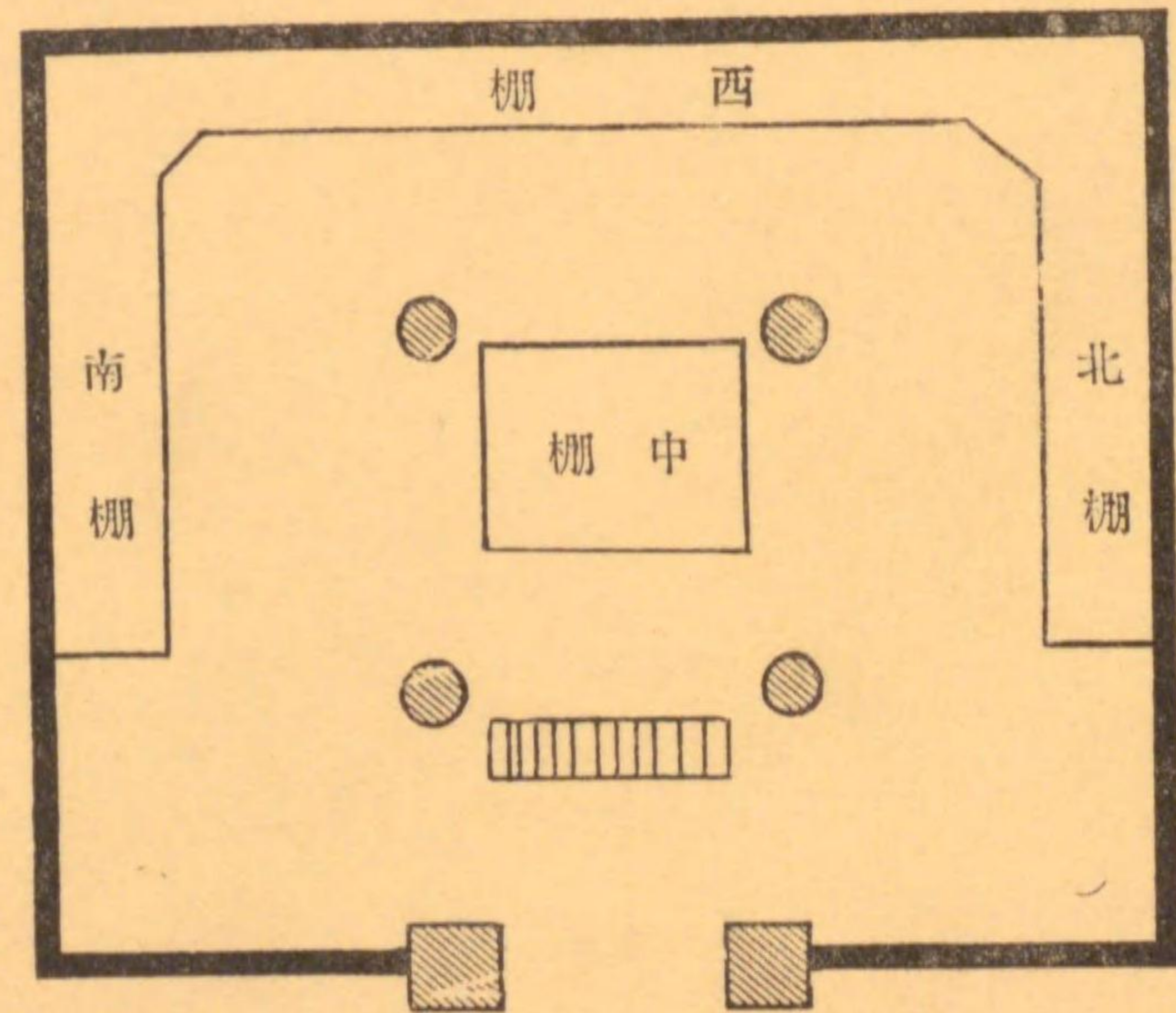
*(Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 全, 香, 合, 和)*



上階倉中



下階倉中



中倉階互

北棚互段

(301) 梓あづきの

弓ゆみ

三張

(中第一號)

梓材の丸木弓、中程に淺き樋を削り、上下に弭はを作る、次號槻弓の製作も之に同じ。一張は長さ一米六六五、黒黄二色の斑漆塗、金銅の弭。一張は長さ一米八六、本弭もとに近く金銅の約せめがねを着く、末弭うらは補足。一張は長さ二米一四五、弭黒漆塗。

(302) 槻つきの

弓ゆみ

二十四張

(中第二號)

中倉階上



長さ一米八二乃至二米二二、弭を絲又は樺にて纏きたるものあり、黒漆にて塗  
りたるもあり、胡粉にて『東大寺』と銘記したるものあり、弭に闕損又は補修の  
ものあり。

按ずるに、獻物帳に御弓一百三張を載す、此等の御弓は、天平寶字八年惠美押勝  
の亂の時、悉く出藏せられたること、記録ありて、其の後還納のこと見えす。前號  
梓弓三張、及び本號槻弓二十四張は、其の色目獻物帳の記載と合はず。

北  
棚

(303) 弓 弦 殘 闕

(中第一號)

(304) 鞆とも

十五口

(中第三號)

黒漆塗革製、芯に獸毛を填す。古代弓射る人の、左手頸に着けたるものなり。

(305) 赤 漆 杉 小 櫃

(中第二六號)

前號鞆を納む。

大 刀 二十六口

(中第八號)

この二十六口はいづれも莊つとむの添つぎひたるものなり、但往々闕損せるは今之を修  
補せり。北棚に十四口を納め、餘は續いて西棚に納む。刀は概ね鎬しのぎ作り直刀、肌  
無地、莊は各等差あり。

(306) 黄 金 莊 大 刀

「第一號」

刃長二尺二寸五分、六十八糎、二鮫皮の把、黄金の押縫、斑犀の頭、漆鞘密陀繪、黄金



を以て鞘尾を裏めり。緋皮の帶執は殘闕、懸は新補品。

(307) 金銀鈿莊唐大刀

二一口

「第二、三號」

いづれも刃長二尺一寸六分、(六十五纏四)絞皮の把、白皮の懸、漆鞘密陀繪、金銀水精莊の鉸具、鐵を以て鞘尾を裏み、其の上に金銀を鏤せり。一口は把頭及鉸具の一部後補。(圖版三二)

(308) 金銀莊橫刀

(第四號)

刃長一尺一寸六分、(三十五纏二)沈香の把、漆鞘、金銀平脱もて葛文及び獸形を嵌す、金銅毛彫の鉸具。平脱剝落あり。  
横刀とは佩刀といふに同じ、古書には單に「たち」と訓せり。

(309) 金銅鈿莊大刀

「第五號」

刃長一尺八寸一分半、(五十五纏紫檀)の把、漆鞘。懸、帶執及び鞘尾等後補。

(310) 金銅莊橫刀

「第六號」

刃長一尺五寸三分、(四十六纏四)紫檀の把、漆鞘。懸、帶執及び鞘尾後補。

(311) 金銅莊大刀

「第七號」

刃長一尺五寸六分、(四十七纏三)牟久木絲纏の把、漆鞘。絲纏、鞘懸、帶執いづれも後補。

(312) 黒作橫刀

「第八號」

刃長一尺六寸二分、(四十九纏二)鋒は兩刃、莖は兩刃、莖は蕨手、樺を纏いて把とす、頭に孔あり、金銅菊座、鷗目の金具を着く。樺纏及び懸は後補。別に紫皮の帶執殘闕を藏す。



黒作とは鞘及び鉸具皆黒漆なるをいふ。

(313) 銅漆作大刀

「第九號」

刃長二尺一寸一分六十四糎、絲纏の把、漆鞘、鐵の鐔つば。洗皮の懸及び帶執殘闕。

(314) 銅漆作大刀

「第一〇號」

刃長二尺三寸九分七十二糎、平作り、刃本に孔あり。絲纏の把、漆鞘。把口、懸、帶執は後補。

(315) 銅漆作大刀

「第一一號」

刃長二尺一寸六十三糎、鋒は兩刃、莖に大小二孔あり。絲纏の把、漆鞘。鉸具は把頭の外後補、懸及び帶執も後補。

(316) 黒作大刀

「第一二號」

刃長一尺九寸三分五十八糎、卒久木樺纏の把、鐵の鐔。樺纏修補、鞘は後補、鉸具、懸、帶執も後補。

(317) 黒作大刀

「第一三號」

刃長二尺三寸一分七十糎、平作り、布帶殘存せり。處々修補あり。

(318) 黒作大刀

「第一四號」

刃長二尺一寸九分六十六糎、莖に大小二孔あり。布帶執、布帶殘存せり。處處修補あり。

(319) 赤漆細長櫃 三合

「中第二七號」

大刀を納めたる櫃、今空なり。



西  
棚

(320) 黒作大刀

刃長二尺一分六十五糎四、絲纏の把、洗皮帶執僅に存す。

「第一五號」

(321) 黒作大刀

刃長二尺二寸二分六十七糎三、絲纏の把、布帶執僅に存す。鐔はつきは後補。

「第一六號」

(322) 黒作大刀

刃長二尺二寸六十六糎、把を闕く。

「第一七號」

(323) 黒作大刀

「第一八號」

(324) 黒作大刀

刃長二尺一寸一分半六十四糎二、絲纏の把。洗皮帶執僅に存す。鉏は後補。

「第一九號」

(325) 黒作大刀

刃長二尺一寸九分六十六糎三、絲纏の把。洗皮帶執僅に存す。鉏は後補。

「第二〇號」

刃長二尺一寸九分六十六糎三、鋒は兩刃にして鎬を中線に近く作り、劔刃の形をなす、莖は先端尖り孔なし。絲纏の把、鐵の鐔。布帶殘存す。

(326) 黒作大刀

「第二一號」

刃長二尺二寸一分六十七糎二、絲纏の把。懸及帶執後補。

(327) 黒作大刀

「第二二號」



刃長二尺二寸七分六八厘八、細身作り、莖に圓孔一方孔一を穿つ。鐔は鐵異形、絲纏の把。鞘は後補。

九〇

(328) 黒作大刀 「第二三號」

刃長一尺六寸九分五十一厘二。把及鞘は後補。

(329) 黒作大刀 「第二四號」

刃長二尺七分六十二厘七、絲纏の把。洗皮帶執僅に存す。

(330) 黒作大刀 「第二五號」

刃長二尺六十厘六、牟久木の把。洗皮帶執及び麻帶僅に存す。

(331) 黒作大刀 「第二六號」

刃長二尺二寸二分六十七厘三、絲纏の把。

無 莊 刀 二十三口 (中第九號)

刀身のみにて把鞘を具せず。内八口をこゝに納む、十五口は棚外(355)にあり。

(332) 無 莊 刀 「第二七號」

刃長二尺六寸六分八十厘六、刃本に孔あり、莖異形にして圓孔三個を穿つ。

(333) 無 莊 刀 「第二八號」

刃長二尺六寸三分半七十九厘五。

(334) 無 莊 刀 「第二九號」

刃長二尺五寸七十五厘七、平作り異形、莖に二孔を穿つ。



(335) 無 莊 刀

刃長二尺四寸六分(七十四糎五)。

「第三〇號」

(336) 無 莊 刀

刃長二尺一寸五分(六十五糎二)莖に二孔を穿つ。

「第三一號」

(337) 無 莊 刀

刃長一尺七寸四分(五二糎七)。

「第三二號」

(338) 無 莊 刀

刃長二尺九寸一分(八十八糎二)僅に反あり、鋒は兩刃、莖に孔なし。最上作。

「第四八號」

(339) 無 莊 刀

刃長三尺三寸七分(一米〇二糎)鋒は兩刃、莖に孔なし。最上作。

「第四九號」

南 棚

胡 祿

(中第四、五號)

胡祿は二十九具を存す、いづれも木防已にて組み帶を着く、箭を盛りて脊に負ひ佩ぶる具なり。白葛三具、漆葛十一具、赤漆葛十五具あり、各具約五十隻の箭を納む。外に白葛平形胡祿四口を存し、假に毎口約五十隻の箭を納む。今左記の七具一口を陳列す、いづれも胡祿及び帶、帶執に修補あり。

(340) 漆 葛 胡 祿

「第三三號」

洗皮の帶、同じ帶執、箭五十隻を納む、篠竹の箆、二立羽、鐵鏃、每隻に『下毛野那



須郷今二』の八字を刻す。

(341) 漆 葛 胡 祿

「第四號」

朱字『東大寺』の銘あり、洗皮の帶、同じ帶執。箭五十一隻を納む、篠竹、三立羽、鐵鏃、三十隻を一連とし、又二十隻を一連とし、麻緒もて編みたり、外に一隻は鳴鏑、青<sup>かま</sup>。青<sup>かま</sup>。

(342) 漆 葛 胡 祿

「第一一號」

洗皮の帶、同じ帶執。箭四十八隻を納む、篠竹、二立羽、鐵鏃。木牌を附す、墨書『天平寶字八年九月十四日』『矢一柄 木工衣縫大市所給如件』とあり。

按ずるに、附牌に記せる日付は、惠美押勝近江に奔りたる第四日なり、而して此の時勅して、安寛法師をして御庫に藏する兵器を取出し、内裏に差出さしめられたること、記録に之を載す、本號胡祿も此の時給付せられ、亂平ぎて後納入せられ

しものなるが、もと御庫より取出されたるものが、或は換へて還納せられしものか詳ならず、いづれにもせよ、獻物帳所載のものにあらざることとは明なり。

(343) 赤 漆 葛 胡 祿

「第一二號」

黒皮の帶、洗皮の帶執。箭五十三隻を納む、篠竹、三立羽、鐵鏃、一隻は青<sup>かま</sup>。

(344) 赤 漆 葛 胡 祿

「第一七號」

朱字『東大寺』の銘あり、洗皮の帶、同じ帶執。箭五十三隻を納む、篠竹、二立羽、鐵鏃。胡祿大部分は補足。

(345) 白 葛 胡 祿

「第一八號」

洗皮の帶、布の帶執。箭五十隻を納む、篠竹、三立羽、鐵鏃。



(346) 白葛胡祿

「第二八號」

斑犀花形の鉸具斑犀の底、白牙の脚、紫皮の帶執。箭四十六隻を納む、篠竹、二立羽、玉蟲飾、鐵鏃。一隻は白牙の括、牛角、喙。(圖版、三三)

(347) 白葛胡祿

「第三〇號」

平形、洗皮の帶。假に箭四十八隻を納む。

(348) 箭

(中第六號)

箭は前掲胡祿に納めたるもの一千五百十六隻の外、更に八十束二千一百八十七隻を存す。今左記十五隻を陳列す。

- (1) 雉羽山鳥尾。四立。篠竹の箭。鐵鏃。 「箭第一號」
- (2) 雁山鳥羽。四立。篠竹の箭。鐵鏃。 「箭第二號」

- (3) 雉染尾。四立。篠竹の箭。鐵鏃。 「箭第一一號」
- (4) 隼尾。二立。篠竹の箭。鐵鏃。 「箭第二一號」
- (5) 雉羽。二立。篠竹の箭。鐵鏃。 「箭第一三號」
- (6) 篠竹の箭。鐵鏃。 「箭第七六號」
- (7) 二立。篠竹の箭、刻文『下毛野那須郷今二』。鐵鏃。 「胡祿第三號」
- (8) 鵬雌雄染羽。四立。玉蟲飾。篠竹の箭。鐵鏃。 「箭第四三號」
- (9) 鵬雌尾。二立。篠竹の箭。牛角、喙、八孔。鐵鏃。 「箭第三五號」
- (10) 鵬雌尾。二立。篠竹の箭。青、喙、六孔。鐵鏃。 「箭第三五號」
- (11) 鵬雌尾。二立。篠竹の箭。白、喙、四孔。鐵鏃。 「箭第三五號」
- (12) 黃染大鷹尾。二立。篠竹の箭。鹿角、鏃。 「箭第六七號」
- (13) 雁羽。二立。蘆の箭。竹鏃。 「箭第六五號」
- (14) 雁羽。二立。蘆の箭。骨鏃。 「箭第六八號」
- (15) 篠竹の箭。鹿角、伊多都伎、的、矢に用ひたるもの。 「胡祿第三三號」



棚外

馬鞍

馬鞍十具、馬具殘闕四點を存す、今四具を出し、餘は櫃に納む。(圖版三四)

〔中第一二號〕

(349) 桑木金銀繪鞍

鞍橋木地にして金銀の泥繪あり、鞍は後輪のみにあり、韉には錦を用ひ、鞍褥には金銀繪深紫皮殘破せり。銀鏤の壺鐙、黒革の鐙韉、金銅の莊。附屬具殘闕を抽斗の内に納む。腹帶の端に文あり、『常陸國茨城郡大幡郷戸主大□□馬麻呂調一端』、國印を捺せり。

〔第一號〕

(350) 牟久木鞍

〔第二號〕

牟久木の鞍橋、櫛の居木、鞍通に金銀の金具、葛形彫あり、韉に錦の縁をつけ、鞍褥は殘闕。銀鏤の壺鐙、洗皮の鐙韉、金銅の莊。附屬具殘闕を抽斗の内に納む。腹帶の端に墨書『天平勝寶四年十月』の文字殘存せり。

(351) 黒柿鞍

〔第三號〕

鞍は紫革に鹿角の管を貫けり、韉に錦の縁をつけ、鞍褥にも錦を用ひたるも今殘破す。鐵の壺鐙を具す。附屬具殘闕を藏す。

(352) 黒柿鞍

〔第四號〕

前號に同じ。腹帶の端に墨書あり、『國司史生』『連秋鳥』等の文字讀むべし。

(353) 手鉾

五口

〔中第一〇號〕

手鉾と稱すれども、中古の名目のものとは同じからず、却て薙刀の如き形のも



のもあり、柄糸纏剥落せるを、今補修せり。

100

(354) 鉾

三十三枚

(中第一一號)

刃の長一尺内外三十纏内外等差あり、刃に枝又は鈎あるもの多し、いづれも袋穂。柄の長一丈餘(三米餘)長短あり、柄は槻あり、竹の打柄あり、絲纏樺纏銅線纏等あり、鐵又は皮の約を着くるものあり、いづれも鐙を具す。近世の鎗とは全く其の用法を異にす。柄の糸纏剥落し、柄又往々破損せるを修補せり。(圖版三五)

(355) 無

莊 刀

十五口

(中第九號)

二十三口の内、前掲八口の外なり。刃の長一尺五寸餘(四十六纏餘)少差あり、庖丁形にして一口は鎬造、他はみな平造なり。

中倉階下

中棚

(356) 勅書銅板

(中第一四號)

明治年間、東大寺より古文書に添へて獻納せるものなり。

(357) 詩

序

(中第三二號)

麻紙、紙標、紫檀金銀繪の軸、標題に『詩序一卷』とあり、唐人の集の殘卷なり、卷中序文の類四十一首を收む、尾題に『慶雲四年七月廿六日』とあり。(圖版三六)

中倉階下

101



(358) 沈香末塗經筒

(中第三三號)

八角柱形、表面沈香末を塗り、丁子と相思子とを嵌し、内面金銀泥もて花卉文を描けり。今假に前號詩序の箱に充つ。(圖版三七)

(359) 梵網經

(中第三四號)

白麻紙、紫紙の標、標の裏に金銀山水繪を畫けり、水精の軸。次號の筒を具す。

(360) 檜金銀繪經筒

(第三四號)

前號梵網經に屬す。蓋は後補。(圖版三七)

(361) 最勝王經帙

(中第五七號)

織成、茶地錦の緣緋綾の裏、緞綬の帶をつく。經絲にて『依天平十四年歲在壬

午春二月十四日勅』天下諸國每塔安置金字金光明最勝王經』の三十四字を織出せり。(圖版三八)

(362) 錦緣竹帙

(中第五八號)

長斑錦の緣、黃絶の裏。

(363) 紅牙撥鏤尺 四枚

(中第五一號)

長廣小差あり。各表裏側面にそれぐの圖樣を刻せり。

(364) 斑犀尺

(中第五二號)

長二九糎五、目盛の刻線に朱を填め、金箔を押ししたり。

(365) 未造了牙尺 二枚

(中第五四號)

長各二九糎六、仕上げ未だ完からざるもの。



(366) 漆箱

前記種々尺七枚を納む。

(367) 木尺

長四四纏五、一尺五寸、銀泥もて花鳥蝶の文様を置けり。

(中第五三號)

(368) 天平寶物墨

大形の墨、長五十二纏五、題箋に『開眼 法皇用之 天平寶物』とあり。

(中第三六號)

(369) 天平寶物筆

假斑竹の管、長五十六纏六、細き刻銘の上に墨書を加へ、『文治元年八月廿八日 開眼 法皇用之 天平筆』とあり。毫剝落せり。(墨筆、筆管、圖版、三九)

(中第三五號)

(370) 未造了沈香木畫筆管

竹管沈香貼、金泥の界線、木畫の筒縁。墨書して『沈香一尺八寸四分』とあり。

(中第四〇號)

(371) 筆

十七枚

(中第三七號)

所謂雀頭筆にして、毫短く紙を巻いて芯とす、帽は傘を閉ぢたる形、管頭に牙紫檀等を用ふるものあり、又金銀の莊を着くるものあり。(圖版四〇)

				一	梅羅竹金莊	新	補	管	毫
			二	沈香斑竹樺纏	斑竹牙紫檀銀莊	新	補	管	耗
		三	斑竹銀莊	新	補	新	補	管	耗
	四	斑竹	斑竹紫檀莊修補	新	補	紫	檀	管	存
	五	斑竹牙莊	新	補	紫	檀	存	管	存

中倉階下



十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
篠	假	假	假	斑	斑	斑	斑	斑	斑	豹	斑
			斑							文	竹
竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	莊
篠	篠	假	假	篠	煤	篠	煤	斑	斑	篠	斑
			斑			竹				竹	竹
						樺				樺	牙
竹	竹	竹	竹	竹	竹	纏	纏	竹	纏	纏	莊
										牙	牙
										銀	銀
存	耗	耗	存	存	存	存	存	耗	耗	存	存

一〇六

(372) 白葛箱

前號第一乃至第三の筆を納む。

(中第三八號)

(373) 漆皮箱 三合

(中第三九號)

第四乃至第十七の筆を納む。

(374) 墨

十四挺

(中第四一號)

十二挺は、船形二挺は圓筒形。内一挺に陽刻『華烟飛龍鳳皇樾貞家墨』、その背に朱書『開元四年丙辰』云々とあり、一挺に陽刻『新羅楊家上墨』、又一挺に陽刻『新羅武家上墨』とあり。(圖版、四一)

(375) 白

墨

(中第四二號)

篠竹の片を用ひて之を挾む。破片一を附す。

(376) 假斑竹箱

(中第四三號)

黒柿材。斑竹に擬して斑文を置きたる竹を貼れり、蓋は新補。墨類を納む。

(377) 赤漆葛箱

(中第四四號)

中倉階下

一〇七



菱文を編み、上に銀泥繪を置けり、羅の嚙。今墨類を納む。(圖版、四二)

(378) 竹 帙 四枚 (中第五八號)

縁及び裏剥落せり。

(379) 經 帙 七枚 (中第五九號 乃至六三號)

華嚴經論竹帙一枚、大乘雜經斑蘭帙二枚、小乘雜經織成帙一枚、錦縁竹帙一枚、斑蘭帙二枚。

(380) 未 造 着 軸 (中第五五號)

經卷の軸にして、瑠璃端、木端、彩繪端、漆端各種二百二十枚を存す。

(381) 軸 端 (中第五六號)

瑠璃、木、水精、瑠璃、彩繪、漆塗の各種あり。對具せるもの五十七かたし隻のもの五十八。

(382) 經 帙 牌 十二枚 (中第六五號)

一枚は牙牌金字、四枚は木牌墨書、七枚は木牌朱書。

(383) 金 字 牙 牌 (中第六四號)

金粉にて牌面に、『平城宮御宇中太上天皇(元正)恒持心經』背に、『天平勝寶五年歲次癸巳三月廿九日』とあり。

(384) 青 斑 石 硯 (中第四九號)

青斑石に陶製の猴膝硯を嵌入し、紫檀木畫の床を具せり。(圖版、四三)

(385) 青 斑 石 鼈 合 子 (圖版四四) (中第五〇號)

(386) 獻 物 牌 五枚 (中第六六號)



四枚は黄楊木、『藤原朝臣袁比良賣獻舍那佛』、『尼善光』、『尼信勝』、『橘夫人』。一枚は檜、『藤原朝臣百能』。

(387) 緑 金 箋 三張 (中第四八號)

蓮瓣形緑紙の一面に金砂子を撒けり。古文書に謂ふ所の金塵緑紙を截りて佛事散華さんひに供せしものなるべし。

(388) 吹 繪 紙 三十張 (中第四六號)

白紙に吹繪を以て草木花鳥の模様を抜き現せり、藍色褐色の二様あり。

(389) 色 麻 紙 十九卷 (中第四七號)

碧黄赤白等諸色一千三百餘張を存す。

(390) 赤 漆 桐 小 櫃 (中第二〇〇號)

銅漆の鐔子を着く。

棚 外

(391) 黄 熟 香 (中第一三五號)

香木の巨材世に稱する蘭奢待これなり。かつて一部を截り取りて足利義政に賜はり、後又織田信長にも賜はれり、明治天皇奈良行幸の際、一部を截り取らしめられたり、それぞれの箇處に箋を附して之を示す。截片及び塵末を添ふ。

(392) 紫皮裁文珠玉飾刺繡羅帶殘缺 (中第九五號)

羅帶の兩端及縁の處々に紫皮花形の裁文を着け、雑色の組に珠玉を装して垂



飾とせるもの、蒨纈紫綾の裏。蒨纈純と緑綾とを合縫せる帯。羅帯に綿の芯を入れ、山水花鳥を刺繡せるもの。いづれも残闕なり。

(393) 雜帶殘闕

(中第九三號)

雜色ひらひら縞の帶、雜色の組緒、殘闕十四點を藏す。

北棚

(394) 瑠璃杯

(中第七〇號)

深碧瑠璃の高足盃、外側に小環形の浮文あり、金銀座、蔓及び飾鉸具は新品にし

て、別に銀の舊蔓を存す。

(395) 白瑠璃瓶

(中第六九號)

注口を有し把手を著く、全部白瑠璃。

(396) 瑠璃壺

(中第七一號)

紺瑠璃唾壺形。

(397) 白瑠璃碗

(中第六八號)

深鉢形、淡褐色、外側は切子風の龜甲文を成す。

(398) 綠瑠璃十二曲長杯

(中第七二號)

扁圓十二曲深皿形、外側に魚形水藻形の文様あり。

(399) 玉長杯

(中第七三號)



(400) 玉

器

形槌頭の如し、或は謂ふ劍鼻つば。

一一四

(中第七四號)

(401) 犀角杯

杯

犀角の尖頂部を用ひたるとおほしく、底部を深く刳りて杯とせり。

(中第七五號)

(402) 瑪瑙杯

杯

二口

一口は木の葉形、外側に葉柄、内面に葉脈を刻せり。

(中第七七號)

一口は卵形、貼箋に『瑪瑙杯一口、口周九寸七分、重十兩三分』とあり。

(403) 白瑠璃高杯

高杯

(中第七六號)

(404) 水精玉

玉

五枚

大小あり、白三枚、紫二枚。

(中第七八號)

(405) 漆小櫃

小櫃

(中第七九號)

黒漆四脚几を具す。木牌あり、墨書『納馬腦坏二口、水精玉五枚、白琉璃坏一口、雜香六裹、練金十一枚』、背に『天平勝寶四年四月九日第一櫃』とあり。鏤子は新補。

案ずるに、前件三號の瑪瑙杯、白瑠璃高杯、水精玉は蓋この題記に當るものなるべし。

(406) 裊衣香

衣香

九裹

(中第八〇號)

次に掲ぐる漆皮箱に納む、九裹皆『神護景雲二年四月廿六日云々』とあり。裊衣香(えびこ)は衣服に香を籠むる料にして、沈香、白檀、丁子、麝香等、凡そ六物を混和して用ふ。

(407) 漆皮箱

皮箱

(中第八一號)

前號裊衣香を納む。

中倉階下

一一五



(408) 銀合子

身は銀、墨書『六兩二分小』とあり、蓋は銅にて銀のつまみあり、『五兩三分小』と墨書せり。

(中第八二號)

(409) 黒柿蘇芳染六角臺

(中第八五號)

(410) 黒柿蘇芳染小櫃

内面偏く香木を樹皮形に貼す、金銀の鉸具、金銀の鑲子を着く。床を具す。

(中第八四號)

(411) 赤漆欄木小櫃

(中第八三號)

蓋に題箋墨書『不知獻者銀合子一合、銀碗一口、居黒柿臺、八曲坏二口、十曲坏二口、銀盤一口、居黒柿櫃』天平勝寶四年四月九日』とあり。按ずるに、前件三號の銀合子、黒柿蘇芳染六角臺及び黒柿蘇芳染小櫃は、蓋此の

題記中のものならん。

(412) 魚骨笏

(中第八七號)

墨書あり、微に『宮延喜五年五月廿日』等の字を認む。

(413) 木笏

(中第八六號)

(414) 紺玉帶殘闕

(中第八八號)

革帶五片に斷たれて存す、紺玉の巡方四枚、丸鞆六枚、銚一枚を着く、裏座は銀。次號の箱に納む。

(415) 螺鈿箱

(中第八八號)

黒漆塗、蓋甲に金平脱唐花文を繞りて、螺鈿嵌玉の花文を配す、身の側面亦螺鈿、雲網綿の囀あり。前號紺玉帶殘闕を納む。(圖版、四五)



(416) 斑犀帶殘闕

革斷片五、斑犀の巡方二枚、丸柄五枚、裏座は金銅。柳箱(418)に納む。

(中第八九號)

(417) 革

帶 一二條

(中第九〇號)

一條は金銅の巡方二枚、丸柄八枚、跨一枚、鉸具一枚を具す。裏に刻銘『東大寺』とあり。

一條は破損、金銅の巡方二枚、柄七枚、跨一枚、鉸具一枚。以上次號の柳箱に納む。

(418) 柳箱

箱

(中第九一號)

前件斑犀帶殘闕及び革帶二條を納む。(圖版、四六)

(419) 漆

胡樽

一雙

(中第一六六號)

雙方漆鐵の鑲二つづゝを着く。沙漠を旅行するとき、水を此の内に盛り、駱駝の兩側に馱載したるものなりと云ふ。

(420) 漆

挾軾

(中第一六七號)

(421) 白絶裏鎮子

一枚

(中第一六八號)

木材を心とし綿を巻き、白絶もて裹みたる鎮子。一枚は新に心材を補ふ。

(422) 銅

薰爐

(中第六七號)

北倉納物銀薰爐(51)と同種の品なり、亦内部に鐵爐を装置せり。

(423) 四重漆箱

箱

(中第一五〇號)

四段抽斗の小篋筒形、殘材を集め新材を補ひて復原せり。鑲子は新補。

(424) 白石火舍

舍

一雙

(中第一六五號)



火舎は佛前に香を焚く器なり。金銅獅子形の脚五、五ヶ所に鏝を着く。

(425) 金銅火舎

(中第一六五號)

脚五。木牌を添ふ、墨書表に『定座火爐壹合奩肆合 右依重檢納如件』背に『五月廿三日史生河内豐繼』とあり。

(426) 白銅火舎

(中第一六五號)

底に墨書『東大寺』とあり。脚は新補品。

(437) 漆小櫃

(中第九二號)

漆小几を具す。新題箋に、舊記を再録せり、これに依れば此小櫃には前件(394)乃至(401)の瑠璃器、玉器、犀角杯を納めたるものなり。

(428) 瑠璃螺鈿八角箱

(中第一四六號)

木地に瑠璃螺鈿琥碧もて花形鳥形を嵌せり、殘材を集めて完補す。

(429) 榿楠箱

(中第一五八號)

殘材を集めて完補せり、金銀金銅の鉸具。鏝子は新造品。新造の床を附屬す。

(430) 白檀八角箱

(中第一五九號)

黒柿蘇芳染の床脚、底裏に墨書『吉祥堂』とあり。床及び脚を修補せり。

(431) 紫檀小櫃

(中第一四四號)

金銅の鉸具、金銅の釘。床と銀の鏝子とは新造品。

(432) 刀子

六十口

(中第一三一號)

二十四口は二口づゝ一對をなし、三十六口は隻なり。通じて刀子といへども鉋あり、鋸あり、又三合刀子あり、四合刀子あり。大なるは全長(鞘)に納めて把頭よ



り鞘尾まで三十七糎三號より小なるは全長五糎六耗三十五號に至る。把鞘の作莊夫々に殊なり。

號	摘要	把	鞘	把頭、鞘尾	記	事
一	大刀子	青石	黑漆	把頭、鞘尾 帶執の莊 金銀水精 (多後補)	把口烏犀	
二	大刀子	斑犀	黑漆	銀 黃金瑠璃水 精(多後補)	紫皮帶執殘闕	
三	大刀子	斑犀	黑漆			
四	雙	白牙樺	木心樺 玉蟲翅	金銀(補修)		
五	雙	沈香	沈香	金銀水精		刃本金鏤、組緒存
六	雙	沈香	沈香	金		一隻鞘尾後補
七	雙	犀角	木地蘇芳塗 銀瑠璃眞珠	白銀		木牌「摘夫人奉物」、 組緒新補(圖版四七)
八	雙	白犀	白犀	金銀		刃本金鏤
九	雙	斑犀	金銀葛形彫	金銀		
十	雙	琥珀(後補)	金銀葛形彫	金銀		
十一	烏犀樺	漆塗樺 瑠璃水精	漆塗樺 瑠璃水精	黃金		
十二	沈香金銀繪	沈香金銀繪	沈香金銀繪	金銀眞珠		刃本金鏤

十三	水角金銀繪	沈香樺	沈香銀繪	金銀眞珠		刃本金鏤
十四	沈香樺(補修)	斑竹樺	斑竹樺	金銀		鞘尾後補
十五	雙	斑犀	樹皮塗	金銀		組緒存、一隻鞘尾後補
十六	黑石	白銅	白銅	金銀瑠璃		
十七	沈香(後補)	金薄押瑠璃貼	金	金銀		鞘尾後補
十八	斑犀	綠牙撥鏤	白銀	銀		
十九	白牙(後補)	白牙	金銅(後補)	金銅(後補)		
二十	牟久木(後補)	牟久木	白銀(後補)	白銀(後補)		刃後補
二十一	白犀(後補)	白犀	金銀(後補)	金銀(後補)		刃後補
二十二	鮑	黑柿	黑柿(後補)			
二十三	雙	紫檀螺鈿	斑犀	金銀(多後補)		刃本金漆繪、組緒殘闕
二十四	雙	斑犀	沈香銀繪	金銅(多後補)		組緒殘闕
二十五	雙	白牙	白牙			
二十六	黃牙彩繪	紫牙撥鏤	白銀			把頭後補

中倉階下







西棚

(435) 紫檀木畫花文箱

黄楊木紫檀貼木畫を以て花卉雲鳥を按配せり。身は新造品。床脚及び蓋破損したるを修補せり。

(中第一四五號)

(436) 紫檀箱

紫檀貼白牙の界線蓋内面に木畫もて窠文を嵌せり。身床脚は新造品。

(中第一六〇號)

(437) 銀平脱箱中蓋

箱を佚し、かけごのみを存す。

(中第一六四號)

(438) 金銀繪漆合子

黒漆塗、金銀泥繪の蓋。身は新造品。

(中第一四一號)

(439) 漆合子

一二合

(中第一四〇號)

(440) 金繪木理箱

朽木を寄せ貼り、金泥もて界線を描き、縁及び床脚に金銀泥の小花形を配せり。處々小破を修補せり。(圖版、四八)

(中第一四九號)

(441) 朽木菱形木畫箱

小櫃なり。斑柿の蝕みたるを菱形に寄木せり、金銅の鉸具、紫檀の床脚、白紙の折立、金銅の鎌子を着く。鉸具、床脚、界、修補あり。

(中第一四八號)



(442) 沈香龜甲形木畫箱

〔中第一四二號〕  
〔第一一號〕

沈香貼黄金を以て界線とす、金銅の帖角すみかたものはなだいらがみ縹紙の折立。沈香及び界線剥落せるを補修せり。

(443) 檳榔木畫箱

〔中第一四七號〕

菱形寄木貼、黒檀の縁、内面赤地に小花文を描けり。

(444) 沈香金繪木畫水精莊箱

〔中第一四二號〕  
〔第一〇號〕

沈香紫檀貼、木畫の界、金泥繪、水精板を嵌し、彩繪をその下に伏せたり。白牙透彫の床脚。内面黒柿蘇芳染金泥繪。木畫剥落せるを補修せり。

(445) 紫檀木畫界箱

〔中第一四五號〕

黄楊材、木畫もて縦横に區を劃し、劃内に紫檀を嵌せり、内面にも木畫の界を施

せり。木畫剥落し、蓋舌及び床脚破損せるを修補せり。

(446) 沈香いしだるみ登形木畫箱

〔中第一四二號〕  
〔第一二號〕

沈香を登形に寄せ、縁に紫檀を貼り、木畫を以て界せり。紺牙撥鏤の床脚、蓋裏様木畫の界線。赤地錦の囀あり。木畫剥落せるを補修せり。

(447) 密陀繪皮箱

〔中第一三九號〕

蓋身、底裏とも朱彩もて唐花葛形を描き、内面朱地に銀泥小七曜文を撒けり、白繩もてつゝみたる折立あり。

(448) 黒柿蘇芳染金銀山水繪箱

〔中第一五六號〕

蓋表に金銀泥を以て山水飛鳥の圖を描けり、一部補修あり。身は新造品に一部舊材を用ひたり。(圖版四九)



(449) 金銀平脱皮箱 二合

(中第一三八號)

二合同形、いづれも金銀を以て鳳形、水禽、尾長鳥、花卉文を嵌せり。平脱剥落せるを補修せり。

(450) 漆箱 四合

(中第一六一號)

一合は銅の鉸具、銅の鑢子を着く。一合は身新造。

(451) 密陀彩繪唐花文小櫃

(中第一四三號)  
[第一三號]

金銅の鉸具、金銅の鑢子を着く。内面は黒漆塗。

(452) 密陀彩繪箱

(中第一四三號)  
[第一五號]

黒漆地に鳥花雲蝶を畫き、處々金箔を置けり。内面は黒漆塗。

(453) 密陀彩繪忍冬鳳文小櫃

(中第一四三號)  
[第一四號]

蓋に題箋を貼し、『納丁香青木香 會前 東大寺』と墨書あり。黒漆塗鐵の鉸具を着く、鑢子を伏す。内部は黒漆塗、二區に劃し、各區に白絶の折立あり。『會前』とあるは大佛開眼會以前の謂なるべし。

(454) 金銀繪漆皮箱

(中第一三七號)

金銀泥もて唐花文に蝶鳥を配して畫けり、白綾の嚙あり。

(455) 黒柿兩面厨子

(中第一六二號)

表背兩面に扉あり、中に一段の棚を設く、金銅の鉸具、金銅の鑢子二具を着く。殘材を集めて補修せり、鑢子一具は新造品。

(456) 柿厨子

(中第一六三號)



金銅の鉸具。處々破損せるを今修補せり。

(457) 漆 高 机

十八脚。殘材を集めて之を補造せり。

(中第一九八號)

(458) 蘇芳地金銀鼓樂繪箱

蓋表に童子鼓樂の圖、床脚に粉地金泥文、内面淺紅粉地に胡粉こふん小花文あり。底裏は蘇芳地に金銀泥もて蝶鳥を描き、縁に墨書『東小搭』とあり。(圖版、五〇)

(中第一五二號)  
第一一六號

(459) 綠地彩繪箱

繪は草花蝶、縁は金地假作瑇瑁、床脚は金地墨繪。

(中第一五五號)

(460) 粉地花形方几

面は胡粉地、背は綠地、雲網彩繪菊形の脚四脚、一脚は修補品。

(中第一七七號)  
第二二號

(461) 蘇芳地彩繪箱

繪は草花文、縁は假作瑇瑁、床脚は金地墨繪。

(中第一五三號)

(462) 蘇芳地金銀繪花形方几

背は綠地、雲網彩繪菊葉形の脚四脚。褥を具す、白橡しらくわ綾錦の縁、綠蔦纈つゆの裏。

「第三號」

(463) 粉地彩繪花形几

木瓜形背に朱字『東塔』とあり。四脚、二脚は後補。褥を具す、白綾、綠蔦纈つゆの裏。

「第九號」

(464) 黑柿蘇芳染金繪長花形几

背に墨書『戒壇』とあり。四脚、一脚は後補。褥を具す、表裏剥落色目辨すべからず、布心あり、白繩もて之をつむ。

(第四號)



(465) 彩繪長花形几

背は緑地、八脚、二脚は後補。褥を具す、白綾、縁剝落、緑蔦縝絶の裏。

〔第一八號〕

一三四

(466) 黄楊木几

長方の隅を切りたる八角形、金銅の帖角を着く。背に墨書「大佛殿」とあり。床脚八。處々小破を修理せり。褥を具す、緑綾、雲網錦の縁、緑蔦縝絶の裏、亦墨書「大佛殿」。

〔第一一號〕

(467) 碧地彩繪几

兩脚、題箋あれども讀むべからず、たゞ「佛殿獻物」等の數字を見るべし。褥を具す、茶綾、錦の縁、緑蔦縝絶の裏、墨書「長一尺七寸、廣一尺二寸、以神護景雲二年四月三日幸行獻大佛殿東大寺」。

〔第一五號〕

(468) 粉地木理繪長方几

粉地に蘇芳もて木理を描く、背は緑地、脚は粉地金繪、兩脚の一は修補。褥を具す、白椽綾、錦の縁、緑蔦縝絶の裏、墨書「長一尺九寸八分、廣一尺□寸、□大寺獻大佛殿」等の文字見るべし。

〔第一四號〕

(469) 蘇芳地金銀花鳥繪箱

粉地金泥文の床脚、床に墨書「東小塔」。内面は白緑地に胡粉繪小花文。底裏に金銀泥もて龍鳳雲鳥蝶を畫く。蓋は新品。

〔中第一五二號〕  
〔第二七號〕

(470) 蘇芳地金銀花鳥繪箱

床脚なし、藥籠蓋造り、内面は粉地無文。殘材を蒐めて完補せり、身は兩側のみ  
原品。

〔中第一五二號〕  
〔第二八號〕



(471) 粉地彩繪箱

(中第一五七號)

淺紅地に彩繪花文を配す、床脚は雲縹彩色。内面は碧地無文、蓋裏碧地小花文。縹色紙の折立あり。

(472) 粉地彩繪方几

「第一〇號」

背に題箋を貼す、墨書『千手堂』とあり、四脚。褥を具す、白椽綾錦の縁、綠蔦縹繩の裏。

(473) 碧地金銀繪箱 一合

(中第一五一號)

花鳥文を畫けり、二合同形同大にして圖様を異にす。いづれも内面は淺紅地、雲縹錦の折立あり、底裏に各墨書『千手堂』とあり。

(474) 黃楊木金銀繪箱

(中第一五四號)

椽に金銀泥もて草花飛鳥を描けり、白牙の界線。底裏に墨書『東小塔』とあり。

(475) 粉地銀繪花形几

「第七號」

洲濱形、四脚、背に墨書『東小塔』。褥を具す、白羅、雲縹錦の縁、綠蔦縹繩の裏。

(476) 投壺

(中第一七〇號)

金銅。全面に山水、人物、花鳥、獅雲等を刻せり。

(477) 投壺 矢 二十三隻

(中第一七一號)

假斑竹十四隻、樺纏九隻、折損したるを修補せり。投壺は「つほうち」又は「つほなけ」と云ひ、壺に向つて矢を投じ、其の留まる位置に由りて、勝敗の數を決す、もと支那の古禮器、後轉じて遊戯の具となれり。



南 棚

(478) 籠

箱

(中第一七六號)

碧地彩繪の床脚蓋は棧木を組み、これに雲綯錦を纏き紗を張れり。紗剥落多し。

(479) 籠

箱

二合

(中第一七六號)

蘇芳金銀繪の床脚蓋は前號に同じ。

(480) 漆 繪 彈 弓

(中第一六九號)

彈弓の技今傳はらず、弦にて丸のやうなるものを弾く遊戯なるべし。此の弓漆繪もて鼓樂技曲の圖を畫けり、弦は竹把は紫皮、雜色の組緒を其の上に纏けり。

緒、弦の懸皮いづれも修補。(圖版五二)

(481) 漆 木 彈 弓

(中第一六九號)

漆塗、紫の組緒もて把を纏けり。弦及び末弭修補。

(482) 木 畫 螺 鈿 雙 六 局

(中第一七二號)

實は彈碁盤なり、姑く舊目錄の名稱を存す。材は花欄、側面沈香貼、一脚は後補。彈碁は「たぎ又いしはぢき」と云ふ、盤上に碁子を弾き合せて勝負する技なり。

(483) 榧 雙 六 局

亦實は彈碁盤なり。

(484) 沈 香 木 畫 雙 六 局

(中第一七二號)

黒柿沈香貼、牙の界線。一種の競技盤と思はるれども名稱を詳にせず。床脚



木畫修補あり。

(485) 紫檀木畫雙六局

(中第一七二號)

北倉階下(109)と同形にしてまさしく雙六局なり。木畫剝落あり。

(486) 雙六筒

(中第一七四號)

雙六頭を容れて振り出す具なり。紫檀金銀繪、口及び底に銀を張れり。

(487) 桑木木畫碁局

(中第一七四號)

角もて界線を作れり、花形の眼、螺鈿及び黃牙紺牙撥鏤の莊、牙の床脚。

(488) 桑木木畫碁局

(中第一七五號)

角もて界線を作れり、花形の眼、紫檀及び花欄等を用ひて莊る、牙の床脚。

(489) 金銀繪碁子合子

一合

杉材様の挽物、花鳥の繪。

(490) 白葛箱

三合

(中第一三二號)

一合は題箋に『納雜帶竝刀子』、身及び蓋の縁に墨書『東大寺會前』一合は身及び蓋に墨書『東大寺花筥』とあり。

(491) 柳箱

(中第一三三號)

(492) 斑蘭箱蓋

(中第一三四號)

蘇芳染黃染の蘭を交へて文様を編み成せり。

(493) 粉地金銀繪八角几

〔第五號〕

八花形、四脚、脊に墨書『吉祥堂』とあり。



(494) 粉地金銀繪八角長几

長八花形、六脚、面は緑地、脊に墨書『東小塔』とあり。

〔第六號〕

(495) 檜銀繪長方几

縁及び床脚粉地銀繪。床脚闕失の部分に補修せり。

〔第八號〕

(496) 粉地彩繪八角几

八花形、面背緑地、縁及床脚雲網彩繪、修補あり。

〔第一一號〕

(497) 粉地彩繪長方几

几面木理に象りて畫けり。四脚のうち三脚は後補。

〔第一二號〕

(498) 粉地彩繪長方几

〔第一三號〕

四脚のうち三脚は後補。

(499) 假作黒柿長方几

〔第一六號〕

金銅の帖角、四邊に鏝を着けたるを、今唯一邊に存す、兩脚。

(500) 緑地金銀繪長方几

〔第一七號〕

脚は粉地金銀繪、四脚のうち二脚は後補、二脚は補修。

(501) 金銀繪長花形几

〔第一九號〕

洲濱形、面緑地、背蘇芳地、縁は粉地金銀繪、脚は粉地銀繪、背に墨書『東小塔』とあり。六脚のうち五脚は後補。

(502) 漆八角几

〔第二〇號〕

八花形、黒漆塗、修補あり、四脚悉く後補。



(503) 牟久木縁檜方几

縁及び脚ともに牟久木、四脚のうち二脚は後補。

「第二一號」

一四四

(504) 黒柿縁檜方几

四脚ともに後補。

「第二二號」

(505) 檜 長 几

長方几、縁は榧もて作り、銀繪を施せり、床脚悉く後補。

「第二五號」

(506) 榧 長 几

長方几、縁及び床脚銀繪、床脚の殘材に新造の面を補へり。

「第二六號」

(507) 蘇芳地六角几

「第二七號」

(508) 牟久木縁檜八角長几

六花形、縁地の背、假作瑠璃の床脚、邊緣に銀環六を着く。

「第二三號」

八脚悉く後補。

(509) 染木縁檜八角長几

「第二四號」

縁及び床脚を紫檀色に染めたるもの、背縁地、床脚破損せり。



棚外

(510) 斑犀帶殘闕

(中第一二二號)

(511) 牙<sup>けの</sup>梳<sup>し</sup>

三枚

(中第一二三號)

(512) 水精玉

二十九枚

(中第一二七號)

分ちて網袋四口に裏む、一口には五枚、三口には各八枚。

(513) 琥碧玉

四枚

(中第一二九號)

(514) 琥碧長合子殘闕

(中第一三〇號)

(515) 魚形

六枚

(中第一二八號)

三枚綠瑠璃一枚黃瑠璃一枚碧瑠璃一枚水精

(516) 貝玦形

二十六枚

(中第一二四號)

馬蹄形十月形十一、破損五、蓋樂器等の螺鈿に用ひたるものならんか。

(517) 貝環形

五枚

(中第一二五號)

(518) 牙玦形

二枚

(中第一二六號)

いづれも月形。

(519) 白組帶

(中第九六號)

(520) 犀角魚形

一雙

(中第九七號)

鱗金繪。

中倉階下



(521) 斑犀合子 三合 (中第九八號)

一合は犀角の形紫檀の蓋、二合は方形、いづれも白線の紐を着く。

(522) 水精玉 (中第九九號)

雑色の組緒もて之を結ふ、緒朽壞せり。

(523) 瑪瑙玉 (中第一〇〇號)

今新に雑色の組緒もて之を結ふ。

(524) 雑色緞綬帶 (中第一〇一號)

緞綬帶

(525) 水精長合子殘闕 (中第一〇二號)

水精長合子殘闕

(526) 黄楊木把鞘刀子 一雙 (中第一〇三號)

黄楊木把鞘刀子

一雙

金銀莊の鞘尾は後補、刃本に金鏤あり。水精長合子と共に雑色緞綬の帶(524)に繋着す、合子は新品、内に原品殘闕(525)を納む。(圖版、五二)

(527) 間縫刺繡羅帶殘闕 (中第一〇四號)

花鳥の繡、金銀繪。間縫は色文の變りたる裂をひとつ間に縫綴れるなり。

(528) 琥碧魚形 (中第一〇五號)

銀鎖もて連結し、雑色の組緒を著く、もと前號の羅帶に繋けるものなり。

(529) 瑠璃魚形 (中第一〇六號)

綠瑠璃、白線の組を着く。

(530) 水精玉 五枚 (中第一〇七號)

水精玉

五枚



(531) 獻物牌 二枚

木牌。一枚は雑色の組を著く、『從三位藤原朝臣吉日』。一枚『橘少夫人』。

(中第一〇八號)

(532) 刺繡羅帶

全幅を甃形に繡ひて緞の綬にかたどれり。殘闕なり。

(中第一〇九號)

(533) 小尺 五枚

一枚斑犀、長二寸、組緒を著く。一枚碧瑠璃、一枚黃瑠璃、長各三寸、この二枚を連ぬる組緒を着く。一枚碧瑠璃、長二寸五分。一枚黃瑠璃、長三寸。

(自中第一一〇號至第一一四號)

(534) 紫檀金銀繪小合子

(中第一一五號)

塔銃たきりの形。

(535) 紫檀銀繪小墨斗すみっぼ

(中第一一六號)

(536) 彩繪水鳥形 二枚

翼部に鳥の羽を貼せり。

(中第一一七號)

(537) 撥鏤飛鳥形 三枚

一枚は綠牙、二枚は紫牙。

(中第一一八號)

(538) 小香袋 七口

(中第一一九號)

(539) 雜色組縁飾殘闕

(中第一二〇號)



真珠、丁香、木彫の龜子を繋ぐ。前號鳥形及び香袋亦もと之に繋着せるものな  
らん。

一五二

(540) 獻物牌

(中第一二一號)

木牌。『藤原朝臣久米刀自賣獻舍那佛』

(541) 繪紙

(中第四五號)

繪紙二卷、一卷は四十張、一卷は三十七張、各彩繪木軸に卷く。今其の一枚を玻  
璃に挟み、棚外に置く、餘は皆櫃に納む。

南倉



南倉階五

中棚

柄香爐 五口

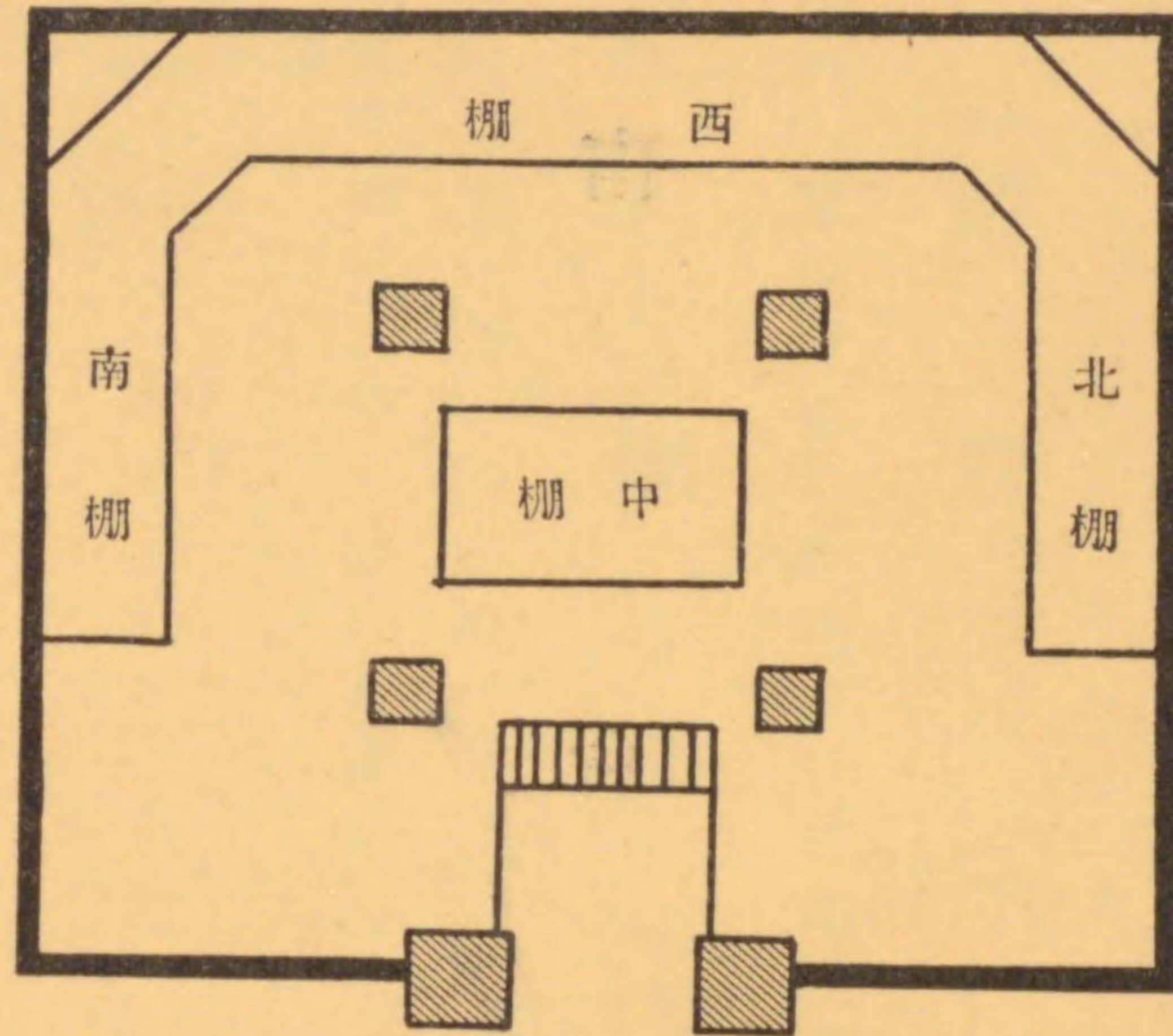
(601) 白銅柄香爐

柄に錦を張り、黄及び黒の組緒を纏へり、柄頭獅子形。組緒修補、金銅の爐と爐ろの鈕つまぶとは後に加へたる新造品。新造の漆箱を附す。

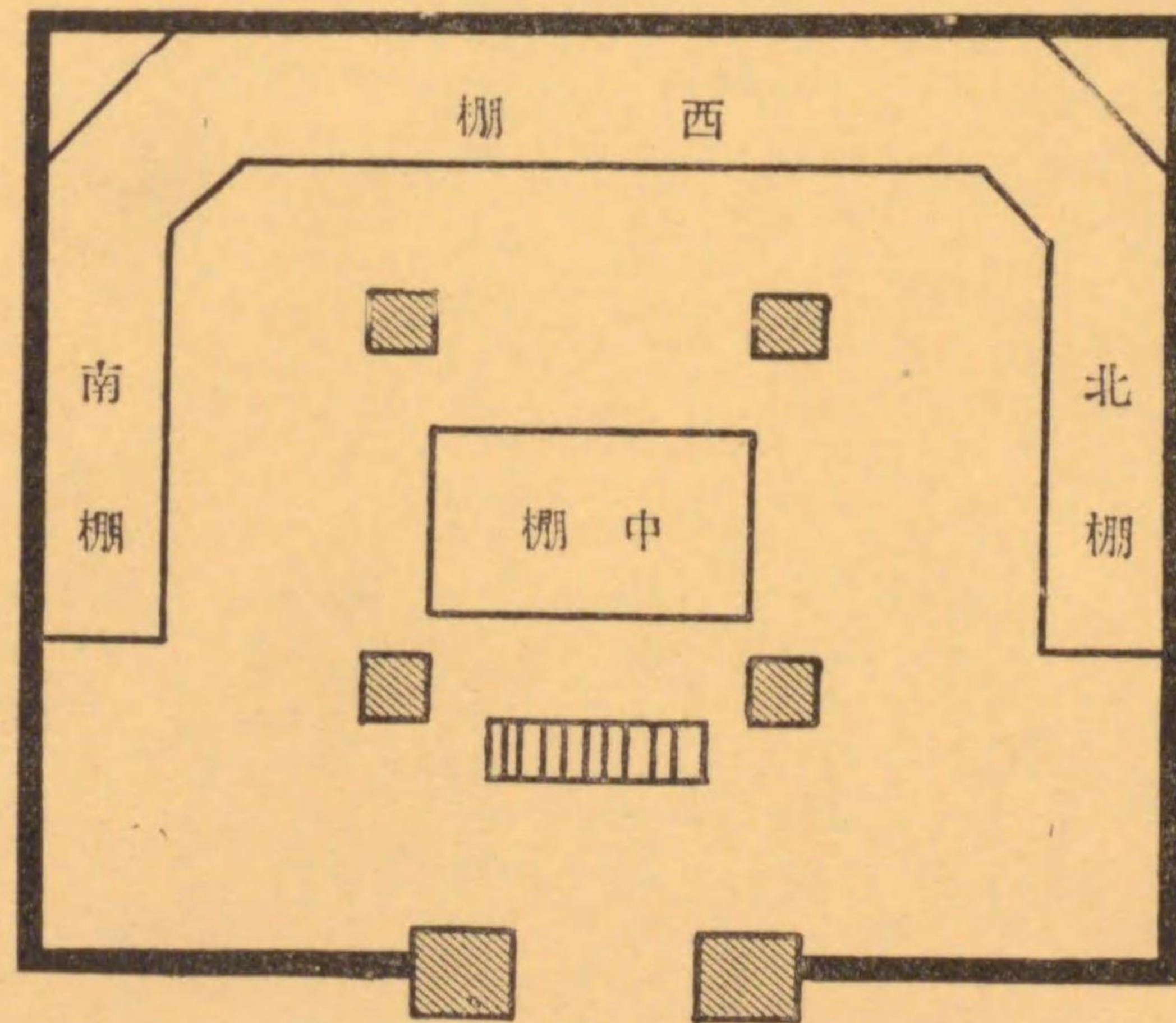
(602) 赤銅柄香爐

南倉階上

上階倉南



下階倉南





柄に錦を張り、黄及び黒の組緒を纏へり。組緒修補、柄頭は後補、爐と爐鈕とは後に加へたる新造品。新造の漆箱を附す。

(603) 赤銅柄香爐

(604) 白銅柄香爐

柄に錦を張り、黄及び黒の組緒を纏へり。組緒修補、柄頭は後補、別に原品を存す。爐、爐鈕は新造附加。

漆箱を具す。蓋に毛彫銘あり『神龜六年七月六日』。

(605) 紫檀金鈿柄香爐

爐盤及び柄は紫檀、周圍に金銀の花鳥文を嵌し、瑠璃玉を填裝す、柄に錦を張り、黄及び黒の組緒を纏へり。金銅の爐及び金銅獅子形の鈕、金銀獅子形の柄頭、い

づれも原品。組緒及び支柱は新補。新造の漆箱を具す。

(606) 金銀花盤

(南第一八號)

六花形、脚は後補。面に鹿形、縁に花形を押し出し、雜王金銅の垂飾。背に刻文『東大寺花盤 重大六斤八兩』又『字字號二尺盤一面 重一百五兩四銖半』

(607) 密陀繪盆

(南第三九號)

十七枚を藏す、うち二枚を陳列す。深形圓盆、表面白密陀の上に黄彩、もて、山水、花鳥、人物等を畫き、一枚毎に圖様を異にす。裏面黒漆地、花形文。(圖版、五三)

(608) 銀平脱八角鏡箱

(南第七一號)

鳳凰寶相華文に細かき毛彫ある銀平脱、印籠蓋造八花形、銀の帖角、内面漆塗。金銀の鎌子を着く。帖角剥落あり。



(609) 銀平脱鏡箱

外側圓形、内側八稜。底裏にも銀平脱を施せり。

(610) 漆皮金銀繪八角鏡箱

蓋の上面側面、身の側面裏面に金銀花鳥の繪あり。

(611) 漆皮八角鏡箱

黄綾の襦あり。

(612) 金銀繪鏡箱殘闕

蓋表金銀花鳥繪、裏金銀山水繪。身は別の品。

(613) 金銅花形合子

二合

長花形金銅透彫蓋に鈕を着け身に臺座を着く。一合は蓋のみを存し、新造の身を補へり。

(614) 刻彫梧桐金銀繪花形合子

二合

桐材、花形を刻し金銀を彩す、蓋に透彫。一口は脚後補、底に墨書『戒壇堂』とあり。一口は身後補。

(615) 合子殘闕

前號と同じ合子の殘闕蓋一、身一、身の底に墨書『戒壇』

(616) 朴木粉繪高杯

處々破損せるを修補せり。

(617) 漆瓶龕



金銅の鉸具、題箋あれども、蝨蝕して讀むべからず、瓶は今之を佚せり。

(618) 佐波理水瓶

一口

(南第二五號)

一口は人面の口、一口は金銅の鎖もて蓋を繋ぐ、其の口は新補。

佐波理は響銅の二字を充つ、銅鉛錫の合金なり。

(619) 金銅水瓶

(南第二四號)

鳥首の口。

(620) 漆香盆

(南第四一號)

背に墨書『香水』、又刻して『圖書寮』とあり。

(621) 金銅剪子

(南第三三號)

(622) 金銀匙

(南第四三號)

刻文『重大三兩』。

(623) 佐波理匙

(南第四四號)

(624) 金銅小盤

(南第二二號)

十二曲形、四脚を着く、内外魚子地に花文を刻せり。

(625) 金銅六曲花形杯

(南第二一號)

外側及び底裏魚子地に奏樂の圖を毛彫りせり。



北棚

(626) 花

宮

(南第四二號)

又花籬といふ、佛事に用ひ、花を盛る籠なり。深形淺形の兩種五百六十五口を藏す、今廿餘口を陳列す。

天平勝寶七歲七月十九日、又天平勝寶九歲五月二日の銘あるものあり。

(627) 磁

鉢

二十五口

(南第九號)

本號及び(633)(634)の陶器類は、今の所謂三彩釉の類にて、綠釉又は黃釉もて文様を現はしたるものなり。

(628) 銅

匙

(南第四五號)

(629) 佐

波理皿

(南第四六號)

(630) 佐

波理鏡

(南第四七號)

銅匙三百四十五枚、佐波理皿六百九十七口、佐波理鏡四百二十六口のうち、各若干を陳列す。

(631) 庵

丁

十枚

(南第四八號)

(632) 貝

匙

六束

(南第四九號)

(633) 磁

瓶

(圖版五四)

(南第七號)



(634) 磁

皿 二十九口

(南第八號)

前號磁瓶及び本號磁皿いづれもいはゆる三彩釉陶の類。磁皿大小深淺あり  
小皿の一口の底に墨書『訓國黑万呂』、大皿の一口の底に墨書『戒堂院 聖僧  
□□盤 天平勝寶七歲七月□□東大寺』とあり。

(635) 八角銀盤 三枚

(南第一四號)

八花形四脚各刻文『重大三斤三兩』『重大三斤四兩』『重大三斤八兩』。内一枚  
の三脚は新補。

(636) 漆金薄繪盤 一雙

(南第三七號)

香印坐、即ち香印を焚く具なり、底に墨書『香印坐』とあり。彩繪の蓮花坐を  
具す。阿彌陀院悔過資財帳に『香印坐花二掬』といへるものこれなり。

(637) 銀提子

(南第一六號)

提梁を具す、近世の提子の形にて注口なし。

(638) 銀鉢

(南第一一號)

四口の内一口を陳列す、座を具す。四口各刻銘あり、この一口刻銘『重大五斤  
四兩』座に『重大一斤七兩』又墨書『南鐐』とあり。

(639) 銀鉢

(南第一二號)

刻銘『重大五斤五兩、延喜十四年十二月十一日、別當大法師智愷住時作入』

(640) 銀壺 一雙

(南第一三號)

壺面魚子地に騎獵の圖を彫せり、蓋を闕く。一口の刻文『東大寺銀壺 重大



五十五斤 甲 蓋實并臺重大七十四斤十二兩 天平神護三年二月四日、その座の刻文『東大寺銀壺臺 重大十二斤 甲』。又一口の刻文『東大寺銀壺 重大五十二斤 乙 蓋實并臺重大七十斤十二兩 天平神護三年二月四日』。その座の刻文『東大寺銀壺臺 重大十斤八兩 乙』。(圖版、五五)

西 棚

(641) 長八角銀盤

(南第一五號)

長八花形四脚外面に花形を刻す。刻文『重大三斤二兩』。

(642) 漆

鉢

六口

(南第一〇號)

(643) 金銅八曲長杯

三口

(南第二〇號)

(644) 金銅合子

(南第二八號)

(645) 赤銅合子

二合

(南第二九號)

(646) 赤銅合子

(南第二九號)

塔形の蓋を具する金碗かねわん即ち塔碗たふわんなり。姑く舊目錄の名稱を掲ぐ。(647) 及び後出(661)亦同じ。

(647) 黃銅合子

(南第三〇號)



(648) 佐波理合子

(南第三一號)

(649) 銀合子

二合

(南第一七號)

二合とも身は新補。

(650) 金銅六角盤

(南第二三號)

脚のうち二は新補。墨書銘『東小塔』。

(651) 佐波理鏡

(南第三二號)

(652) 三鈷

二枚

(南第五三號)

三鈷金剛杵なり。一枚は銅、一枚は鐵。素木造の箱を具す。

(653) 柿柄塵尾

(南第五〇號)

塵は大鹿なり、群鹿塵の尾の轉するを見て往くと云ふより、清談を爲すもの其の尾を柄にすけて之を執り、人を導く標となす、佛家亦之を用ふ。柿の柄に牙莊を嵌せり、牙莊剝落あり、毫亦大半を耗す。箱を具す。

(654) 漆塵尾箱

(南第五〇號)

黒漆塗、白綾の襯に錦の縁、茶綾の裏を附く。前號塵尾の箱。

(655) 漆柄塵尾

(南第五〇號)

牙莊剝落あり、毫を存せず。

(656) 磁塔殘闕

九枚

(南第三四號)

(657) 白石塔殘闕

二枚

(南第三五號)



(658) 白銅頭錫杖

新造の箱を附す。

一六八

(南第六四號)

(659) 白銅頭錫杖

頭半ば闕けたるを銀もて補へり。新造の箱を附す。

(南第六四號)

(660) 鐵錫杖

莖方形。

(南第六四號)

漆箱一合を具す。錫杖の形に沿ひて造れり。

(661) 金銅大合子 四合

(南第二七號)

いづれも塔鏡三合に刻文あり、『左二』、『左四』、『左十五』。一合は蓋を新に補へ

り。

(662) 黃楊木佛座

(南第六三號)

金銅雜玉の莊。殘材を集めて補造せり。

(663) 金銅柄塵尾

(南第五〇號)

金銅の柄、魚子地に花形を刻せり。毫を存せず。

(664) 瑠璃柄塵尾

(南第五〇號)

柄頭は紫檀、毫僅に存し、瑠璃剝落多し。

(665) 斑犀竹形如意

(南第五一號)

柄は竹根形、刻銘『東大寺』。素木箱を具す。



(666) 素木如意箱

如意の形に沿ひて造れり。墨書『東大寺』又『福安立奉如意』。前號如意の箱。

(667) 鯨鬚金銀繪如意

金銀泥もて雲形を畫けり。箱を具す。

(668) 黒柿蘇芳染金銀繪如意箱

金銀繪花文、内面金繪雲形、金銅の鉸具、床脚八。前號如意の箱。

(669) 斑犀鈿莊如意

黄金玉石の莊、紺玉の柄頭、柄に刻銘『東大寺』とあり。莊に修補あり。箱を

具す。

(670) 漆如意箱

黒漆塗、刻銘『東大寺』。前號如意の箱。

(671) 瑠璃竹形如意 一枚

いづれも柄頭を闕く、柄は竹幹に擬し、節際より細條を出す。一枚は細條の一枝を闕失せり。

(672) 犀角黄金鈿莊如意

柄頭は白犀七葉形、黄金の界線、珠玉瑠璃刻牙の莊。柄は紅牙、緑牙撥鏤、木畫、黄金の界線。柄頭及び珠玉界線等處々闕損せるを修補せり。

(673) 犀角銀繪如意



銀泥もて花鳥を畫き、柄は紫檀に銀繪を描けり。

(674) 瑠璃如意 二枚

大小二枚あり、大なる方に紙箋を貼し、墨書『瑠璃如意一枚』又『自上所給下』とあり。

(675) 紫檀小架

(南第五四號)

牙莊、鳥居形の小架なり、瑠璃木畫の床の上に装置す、架の兩面各一双の牙鉤を着く、床に牙脚を附す。(圖版、五六)

(676) 琥碧誦數 十三條

(南第五五號)

一。百十九枚。眞珠、水精、瑪瑙の莊、其の内に水精の曲玉、瑪瑙の管玉あり。龜甲形黒漆箱を具す、題箋に墨書『琥碧誦數一條會□獻物』とあり。

- 二。百六枚。水精、琥碧の莊。
- 三。各百七枚。水精の莊。
- 四。百二十八枚。水精の莊。題箋に墨書『大會後物、人々獻物』とあり。
- 五。一條は百七枚。一條は百五枚。いづれも水精、琥碧の莊。
- 六。一條は百六枚。一條は百二十四枚。
- 七。百七枚。琥碧、水精、茶瑠璃の莊。
- 八。一條は百七枚。一條は百十五枚。いづれも琥碧の莊。
- 九。百二枚。水精、琥碧の莊、木牌に墨書『橘夫人奉』とあり。
- 十。柳箱を具す。題箋に『琥碧誦數一條 會前獻物』、又箱縁に『東大寺會前』とあり。

(677) 雜玉誦數

(南第五六號)

水精二十九枚、琥碧三枚、瑠璃十四枚、題箋に墨書『不知獻者 會日』とあり。



(678) 水精誦數 五條

(南第五七號)

一七四

四條は各百八枚。一條は殘闕百枚。  
内一條漆皮箱殘破を具す。

(679) 菩提子誦數

(南第五八號)

百八枚、水精の莊。

(680) 誦數殘闕 五條

(南第五九號)

三條は菩提子、一條は琥珀、一條は蓮實。

(681) 柳箱

(南第六〇號)

(682) 赤漆柳箱

(南第六一號)

(683) 漆花形箱 十口

(南第六二號)

以上三號の箱それぞれ前件の誦數を納む。

(684) 瑠璃杖 二枚

(南第六五號)

一枚は丁字形八角造、牙の莊、籐及び樺にて纏けり。瑠璃、籐及び樺の剝落せるを修補せり。

一枚は丁字形竹形、紺牙撥鏤の莊。第二節の枝は後補。

(685) 假斑竹杖

頭と尾とは水精の莊、籐及び樺を纏ふ。尾の水精破損せるを今修造せり。

(686) 椿杖 二枚

卯杖なり、金銀彩繪あり。古昔宮中に於て正月初卯の日御杖を進むる儀に用



ひられたるものなり。

一七六

(687) 衲御禮履

(南第六六號)

御禮服の上に衲の御袈裟を召されたる場合に用ひらる、御履なり。緋皮造銀の花形に大小の眞珠を嵌し、黄金の押縫あり。平城宮御宇後太上天皇(聖武)の御召用なりと言ひ傳ふれども由來詳ならず。赤漆の箱を具す、題箋に『第五櫃』とあり。蓋は後補。

(688) 赤漆欄木胡床

(南第六七號)

藤の坐、金銅の帖角。殘材を集めて補作す。後世御椅子と稱するものなり。

(689) 屏風殘闕 一扇

(南第六九號)

一扇は鳥毛篆書屏風、文に云はく、『唯行不易』。一扇は鳥毛帖成文書屏風、文に云はく、『正直爲心 神明所祐 禍福無門 唯人所召』。

(690) 藺箱

(南第七二號)

南 棚

(691) 赤漆八角床

(南第六八號)

金銅の帖角、銅環銅鐐各四を著く、柄を貫きて昇くことを得。環鐐各一を闕く。

南倉階上

一七七



鏡

三十七面

一七八

〔南第七〇號〕

(692) 鳥獸花背八角鏡

〔第十二號〕

(693) 十二支八卦背圓鏡

〔第十三號〕

徑六〇糎の大鏡なり。六角楹箱を具す、底に横木を渡し鐵の環を着く。

(694) 山水八卦背八角鏡

〔第一號〕

金銀の背、魚子地に山水人物鳥獸八卦を畫く、又詩あり『隻影嗟爲客、孤鳴又幾春、初成昭瞻鏡、遙憶畫眉人、舞鳳歸林近、盤龍渡海新、緘封待還日、披拂鑒情親』。新造の帛帶を着く。次號の箱を具す。

(695) 八角高麗錦鏡箱

八稜形の木箱、蓋の表裏側に高麗錦を貼る、嚙殘闕。前號鏡の箱。〔圖版、五七〕

(696) 平螺鈿背圓鏡

〔第二號〕

螺鈿處々修補あり。

(697) 鳥獸花背圓鏡

〔第三號〕

殘緒僅に存す。漆皮箱を具す。

(698) 山水人物鳥獸背圓鏡

〔第四號〕

(699) 漆金繪鏡箱

緋綾の嚙あり、前號鏡の箱。

(700) 平螺鈿背圓鏡

〔第五號〕



(701) 銀平脱鏡箱

黒漆塗、銀平脱花鳥文、前號鏡の箱。

一八〇

(702) 黄金瑠璃鈿背十二稜鏡

白銀。瑠璃鈿は今云ふ七寶流しなり。漆皮箱を具す、白絶の囀。

「第六號」

(703) 鳥獸葡萄背圓鏡

漆皮箱を具す、緋綾の囀。

「第七號」

(704) 鳥獸葡萄背圓鏡

漆皮箱を具す、緋綾の囀。

「第八號」

(705) 鳥獸葡萄背圓鏡

「第九號」

(706) 鳥獸葡萄背方鏡

漆皮箱を具す、白絶の囀。

「第十號」

(707) 漫背圓鏡

鐵。木綿わの緒を着く。木綿は一説に穀の皮を漂白し、布を織る原料となすものなりといふ。

「第十一號」

(708) 漆金銀繪鏡箱

前號鏡の箱。

(709) 漫背圓鏡

九面

「第十四、二十二號」

(710) 漫背圓鏡

八面

「第二十三、三十號」



木綿の緒を着く。この外(712)乃至(715)に木綿の緒を着く。

(711) 葉文背圓鏡

〔第三十一號〕

文字あり、『勿相思、勿相忘、常貴宜、樂未央』。

(712) 鳥獸葡萄背圓鏡

〔第三十二號〕

(713) 花鳥背八角鏡

〔第三十三號〕

(714) 仙人花蟲背八角鏡 二面

〔第三十四、五號〕

(715) 花文背六角鏡

〔第三十七號〕

(716) 花蟲背八角鏡

〔第三十八號〕

棚外

(717) 篋殘闕

〔南第七三號〕

和名百濟琴なり、今その二張の殘材を存す。別に復原摹造二張を附す。

棚内

(718) 伎樂面 六十七口

〔南第一號〕

伎樂面百六十四口の内なり、乾漆二十七口、木造四十口、銘なし。細目を略す。



南倉階下

中棚

(719) 牙 横 笛

(南第一一號)

(720) 斑竹 横 笛

(南第一一號)

刻銘『東大寺』とあり。

(721) 横 笛

(南第一一號)

(722) 牙 尺 八

(南第一一〇號)

(723) 尺 八 一管

(南第一一〇號)

一管には墨書『東大寺』とあり。

(724) 吳 竹 笙

(南第一〇九號)

刻銘『東大寺』、壺と膝とは黒漆塗。

(725) 假斑竹 筚 篥

(南第一〇八、九號)

筚と篥と同作、いづれも刻銘『東大寺』、壺及膝は銀平脱もて花鳥人物等を配せり、壺にも刻銘『東大寺』とあり。

(726) 吳 竹 筚 篥

(南第一〇八號)

刻銘『東大寺』、壺は銀平脱寶相華、迦陵頻伽等。膝亦銀平脱雲形等。



(727) 螺鈿楓琵琶

(南第一〇一號)

楓蘇芳染螺鈿の槽(槽は甲、即ち琵琶背面の總名)捍撥(撥面)には山景樹下に胡人騎象鼓樂の圖を畫けり、槽に刻銘『東大寺』とあり。

(728) 木畫紫檀琵琶

(南第一〇一號)

紫檀の槽に木畫もて纓絡尾長鳥を嵌し、捍撥は丹地に山水人物騎獵宴樂の圖を畫けり。(圖版、五八)

(729) 木畫紫檀琵琶

(南第一〇一號)

木畫小花文、捍撥は丹地に山水古人の畫あれども黝闇認め難し。

(730) 紫檀琵琶

(南第一〇一號)

捍撥は丹地に摯鳥の繪あり、畫面明ならず。

(731) 紫檀金銀繪琵琶撥

(南第一〇二號)

(732) 檜和琴

(南第九八號)

六絃、絃を佚す。面は金銀泥繪、頭部紫檀螺鈿の莊、金薄地に山水繪の上を瑇瑁押、黄金の界線。磯は緑地紅地交互の區劃に山水鳥獸繪瑇瑁押、木畫の界線。莊飾多くは剥落せり。

(733) 磁鼓筒

(南第一一四號)

三彩釉陶製、腰細形。永久五年の目錄に三鼓青子筒とあるものは是なり、三鼓は一鼓二鼓に對し形大なるをいふ。(圖版、五九)

(734) 漆鼓筒

(南第一一五號)